

水質汚濁関係ハンドブック

令和 7 年 4 月

名古屋市環境局

	ページ
1 水質汚濁防止法の概要	1
(1) 水質汚濁防止法の目的	
(2) 水質汚濁防止法の規制を受ける事業場	
(3) 特定施設	
(4) 事業者の義務等	
(5) 罰則の適用	
(6) 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の概要	
2 特定施設等に関する届出	5
3 排水基準	6
(1) 一律排水基準(別表2) ○暫定排水基準	
(2) 上乗せ排水基準(別表3)	
4 排水基準の遵守	17
(1) 排水基準を遵守させるための措置	
(2) 計画変更命令等	
(3) 改善命令等	
5 地下浸透の規制等	19
(1) 地下浸透の規制等	
(2) 改善命令等	
(3) 汚染地下水の水質浄化措置命令	
6 地下水汚染の未然防止の規制等	20
(1) 構造等の基準が適用される施設	
(2) 構造等に関する基準	
(3) 点検の方法及び記録の保存	
(4) 使用の方法	
7 排出水の汚染状態の測定等	25
(1) 測定項目及び頻度	
(2) 記録及び保存の方法	
8 事故時の措置	26
(1) 事故時の措置	
(2) 応急措置命令	
9 水質総量規制の制度	28
(1) 伊勢湾(三河湾を含む。)における指定水域及び指定地域	
(2) 水質総量規制制度の概要	
(3) 総量削減計画	
(4) 総量規制基準	
10 水質総量規制基準	30
(1) 総量規制基準の遵守	
(2) 汚濁負荷量の測定及び記録	
(3) 特定排出水のCOD、窒素及びりんに関する汚染状態の計測方法	
(4) 特定排出水の量の計測方法	
(5) 全窒素・全りん自動測定器の性能基準及び管理基準	
11 事業者の責務	61
12 その他	61
(1) 報告徴収及び立ち入り検査	
(2) 水質汚濁状況の監視	
(3) 生活排水対策の推進	
(4) 事務の委任	
13 水質汚濁防止法による規制・指導の体系	62
14 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の概要	63

1 水質汚濁防止法等の概要

(1) 水質汚濁防止法の目的

工場・事業場から公共用水域に排出される水の排出と地下に浸透する水の浸透を規制することや、生活排水対策の実施を推進することなどにより、公共用水域や地下水の水質の汚濁の防止を図り、それによって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的としています。

(2) 水質汚濁防止法の規制を受ける事業場

- ① 特定施設を設置する事業場(特定事業場)で、公共用水域に水を排出する事業場
- ② 有害物質を製造・使用・処理する特定施設を設置する事業場(有害物質使用特定事業場)で、有害物質を含む水を地下に浸透させる事業場
- ③ 有害物質使用特定事業場で、排水の全量を下水に排出する事業場
- ④ 有害物質を貯蔵する施設を設置する事業場
- ⑤ 指定施設、貯油施設等を設置する事業場(事故時の措置に関する規定のみ)
- ⑥ 排出水を公共用水域へ排出又は地下へ浸透させるすべての事業者(事業者の責務に関する規定のみ)

(3) 特定施設

特定施設とは、次のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で、その種類は政令で定められています。

- ① カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質(有害物質)を含むもの
- ② 化学的酸素要求量その他水の汚染状態を示す項目(生活環境項目)で、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のもの

政令で定められた特定施設の一覧は別表1のとおりです。施設によっては業種や規模などが限定されています。この他「指定地域特定施設」として、処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽が定められています。

-
- ⇒『**公共用水域**』：河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路(公共下水道等を除く。)
 - ⇒『**指定施設**』：詳細はP26
 - ⇒『**特定事業場**』：特定施設を設置する工場又は事業場
 - ⇒『**貯油施設等**』：詳細はP26
 - ⇒『**有害物質**』：詳細はP8別表2
 - ⇒『**生活環境項目**』：詳細はP8別表2
 - ⇒『**指定地域**』：名古屋市は、全域が指定地域に指定されています。

別表1 特定施設一覧

1 鉱業又は水洗炭素の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 遷送施設 ロ 遷炭施設 ハ 坑水中和沈殿施設 ニ 捣削用の泥水分離施設	19 紡績業又は織維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの [追加=昭49政令363] イ まゆ湯煮施設 ロ 副蜜処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設	31 メタノール等製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
1の2 奮産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの [追加=昭47政令346] イ 豚房施設(豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ロ 牛房施設(牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ハ 馬房施設(馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)	20 洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設	32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 麻ガス洗浄施設
2 奮産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗ひん施設を含む。) ハ 湯煮施設	21 化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練織機の薬液処理施設 ハ 原料回収施設	33 合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 麻ガス洗浄施設 ヌ 水式集じん施設
3 水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設	21の2 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー 21の3 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設 [追加=昭56政令327]	34 合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・タジエンゴム、ニトリル・タジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 丘擣施設 ニ 湯煮施設	21の4 パーテイクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設	35 有機ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 麻ガス洗浄施設
5 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設	22 木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設	36 合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 麻ガス洗浄施設 ハ 水式集じん施設
6 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	23 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解薬液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパラペ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設(抄造施設を含む。) リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式織機板成型施設 ル 麻ガス洗浄施設	37 前6号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいふ、第51号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設
7 砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ ろ過施設	23の2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜拍打刷現像洗浄施設	38 アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソアネート又は無水タル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ナルマルバライシン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気溶解施設 ヨ メチルメタクリルートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 麻ガス洗浄施設
8 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿施設	24 化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設	39 石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
9 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	25 削除(平29. 8.16)	38の2 界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1・4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。) [追加=平24政令147]
10 飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗ひん施設を含む。) ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設	26 無機肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機肥料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設	40 硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱臭施設 ロ 脱臭施設
11 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 丘擣施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設	27 前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸鉄製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈殿施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈殿施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設	41 香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
12 動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 丘擣施設 ニ 分離施設	28 カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酒精エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設	42 ゼラチン又はコカコの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰ペースト施設 ハ 洗浄施設
13 イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設	29 コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類隔離洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設	43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
14 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ 分離施設 ニ 渡だれ及びこれに類する施設	30 発酵工業(第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機	44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
15 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設	31 メタノール等製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設	45 木材化学工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラン製造施設のうち、濃縮施設
16 麺類製造業の用に供する湯煮施設	32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設	46 第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ 麻ガス洗浄施設
17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設		
18 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設		
18の2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの [追加=昭56政令327] イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設		
18の3 たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの [追加=昭56政令327] イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設		

47 医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 魔ガス洗浄施設 48 小糸製造業の用に供する洗浄施設 49 農業製造業の用に供する混合施設 50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設 51 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 振発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設 51の2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設 【追加=昭56政令327】	66の3 旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第二条第四項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの 【追加=昭49政令363・改正=令2政令356】 イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設 66の4 共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） 【追加=昭63政令252】	(参考) 法施行規則 (科学技術に関する研究等を行う事業場) 第1条の2 令別表第1第71号の2の環境省令で定める事業場は、次に掲げる事業場とする。 1 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） 2 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） 3 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前2号に該当するものを除く。） 4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5 保健所 6 檢疫所 7 動物検疫所 8 植物検疫所 9 家畜保健衛生所 10 検査業に属する事業場 11 商品検査業に属する事業場 12 臨床検査業に属する事業場 13 犯罪鑑識施設
51の3 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムシント製造業の用に供するラテックス成形型腔洗净施設 【追加=昭56政令327】	66の5 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） 【追加=昭63政令252】	
52 皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰・石灰施設 ハ タンニン・ペイント施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設 53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 研磨先净施設 ロ 廃ガス洗浄施設 54 セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 押造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。） 55 新コンクリート製造業の用に供するバツチヤープラント 56 有機質砂かさ土材製造業の用に供する混合施設 57 人造鉛電極製造業の用に供する成型施設 58 農業原料（うわ葉原料を含む。）の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設 59 破砕石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 60 破砕採取業の用に供する水洗式分別施設 61 鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 伸延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設 62 非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 遷送そろ ロ 電解施設（溶融電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設 63 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 63の2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設 【追加=昭56政令327】	66の6 飲食店（次号及び第6号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） 【追加=昭63政令252】	
63の3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設 【追加=平13政令201】	66の7 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） 【追加=昭63政令252】	
64 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。） 64の2 水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） 【追加=昭51政令122】	66の8 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店に設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） 【追加=昭63政令252】	
65 酸又はアルカリによる表面処理施設 66 電気めつき施設 66の2 エチレンオキサイド又は1・4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。） 【追加=平24政令147】	66の9 洗濯施設 【追加=昭54政令132】	
	66の10 と畜業又は死亡獣取扱業の用に供する解体施設 【改正=平2政令15】	
	66の11 飼壳市場（飼壳市場法第二条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の飼壳のためその水産物の階級場において開設される飼壳市場で、その水産物を主として他の飼壳市場に出荷する者、水産加工業を営む者に飼壳する者又は水産加工業を営む者に対し飼壳するためのものを除く。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000m ² 未満の事業場に係るものを除く。） 【改正=平30政令293】	
	66の12 飼壳場 ロ 仲卸飼壳場 70 廃油処理施設（海浜汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。） 70の2 自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。） 【追加=昭56政令327】	
	71 自動式車両洗浄施設 71の2 科学技術（人文科学のみに係るものに除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるその業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの 【追加=昭49政令363】	
	イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設 71の3 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設 【追加=昭54政令132】	
	71の4 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの 【追加=昭56政令327】	
	イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）が設置するもの 【改正=昭56政令173】	
	ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設 【追加=平10政令173】	
	71の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。） 【追加=平3政令240・改正=平11政令120】	
	71の6 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。） 【追加=平3政令240・改正=平11政令120】	
	72 し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿処理槽を除く。） 73 下水道終末処理施設 74 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。） 【追加=平24政令147】	

(4) 事業者の義務等

① 届出の義務

特定事業場であって、公共用水域に水を排出する事業場、排水の全量を下水に排出する事業場で、特定施設で有害物質を使用する事業場、有害物質を貯蔵する施設を設置する事業場は届出をしなければなりません。

② 排水基準の遵守義務

特定事業場は、排出口において排水基準に適合しない排出水を排出してはいけません。

③ 総量規制基準の遵守義務

特定事業場であって、公共用水域に日平均排水量 50 m³以上の水を排出する事業場は、総量規制基準に適合しない排出水を排水してはいけません。

④ 特定地下浸透水の地下浸透の制限

有害物質使用特定事業場は、有害物質を含む水を地下に浸透させてはいけません。

⑤ 構造基準の遵守及び定期点検の義務

有害物質使用特定事業場または有害物質貯蔵指定施設を有する事業場は、構造基準を遵守し、定期点検を実施しなければなりません。

⑥ 排出水の汚染状態等の測定義務

排出水を排出する者は、当該排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、保存しておかなければなりません。

⑦ 事故時の措置

工場・事業場において事故が発生し、有害物質や指定物質、油を含む水（特定事業場においては生活環境項目の排水基準に適合しないおそれのある水も含む）が排出され、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに応急の措置を講じ環境汚染の拡大防止を図るとともに、その状況や講じた措置の概要を届出しなければなりません。

⑧ 事業者の責務

事業活動に伴う汚水又は廃液を公共用水域へ排出又は地下へ浸透させるすべての事業者は、その状況を把握するとともに、水質汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにしなければなりません。

(5) 罰則の適用

排水基準、改善命令等に違反したときは、罰則が適用されます。

(6) 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の概要

① 小規模工場等の責務

水質汚濁防止法の規制のかからない小規模工場等は、排出水について**責務規定**を遵守しなければなりません。

② 建設工事における排水対策

建設工事に伴い、排水を公共用水域に排出する場合は、水質汚濁防止を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

⇒『**責務規定**』：詳細は P61

2 特定施設等に関する届出

水質汚濁防止法では、工場・事業場から公共用水域に水を排出する者、排水の全量を下水に排出する事業場で、特定施設で有害物質を使用する者、有害物質を貯蔵する施設を有する者は特定施設の設置等をしようとするときは、所定の事項を都道府県知事（名古屋市にあっては市長）に届け出なければなりません。

この届出は当該工場・事業場の規模、排出水量の大小は問わないと留意してください。

なお、特定施設に関する届出の概要については下表のとおりです。

水質汚濁防止法における届出の概要

届出が必要な場合	届出種類	届出時期	条文
工場・事業場から公共用水域に水を排出する者が、特定施設を設置しようとする場合 有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする場合(下水道に排水している場合も含む)	特定施設設置届出書	着工予定日の60日前まで	第5条
施設が法律の改正等により新たに特定施設となつた際、現にその施設を設置している者で排出水を排出している場合	特定施設使用届出書	特定施設に指定されてから30日以内	第6条
特定施設の設置又は使用届出をした者が、施設の構造・使用方法、汚水の処理の方法等を変更しようとする場合	特定施設変更届出書	着工予定日の60日前まで	第7条
特定施設の設置又は使用届出をした者が、当該施設を廃止した場合	特定施設使用廃止届出書	廃止してから30日以内	第10条
特定施設の設置又は使用届出をした者が、氏名・名称・所在地等に変更があった場合	氏名等変更届出書	変更してから30日以内	第10条
特定施設の設置又は使用届出をした者から特定施設を譲り受け、借り受け、相続又は合併等により使用者に変更があった場合	承継届出書	承継してから30日以内	第11条
日平均排出量が50m ³ 以上の特定事業場を設置しようとする場合	汚濁負荷量の測定手法の届出	事前	第14条

※ 特定地下浸透水を地下浸透させている者も同様の手続きが必要となります。

〈注〉 実施の制限と期間短縮

特定施設を設置又は変更するときは、届出が受理されてから60日を経過した後でなければ、設置または変更の工事ができないことになっていますが（法第9条第1項）、届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、実施の制限の期間を短縮することができます。（法第9条第2項）

⇒『**排出水**』：特定事業場から公共用水域に排出される水

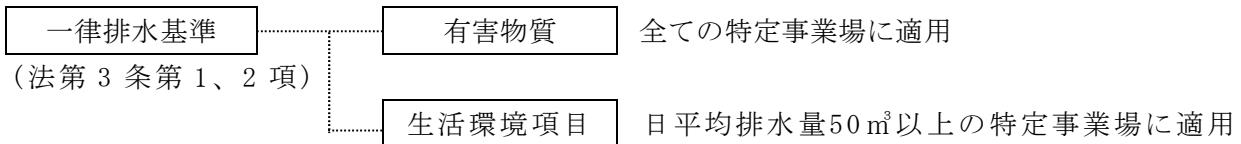
⇒『**特定施設設置届出書**』の届出事項：

- ①氏名又は名称及び住所（法人の場合は代表者の氏名）
- ②工場・事業場の名称及び所在地
- ③特定施設等の種類
- ④特定施設等の構造
- ⑤特定施設等の使用の方法
- ⑥特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法
- ⑦排出水の汚染状態及び量など
- ⑧排出水に係る用水及び排水の系統

⇒『**特定地下浸透水**』：有害物質使用特定事業場から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したもの）を含むもの。

3 排水基準

排水基準は、特定事業場から排出される水の汚染状態（濃度）についての許容限度をいいます。
(法第3条)



上乗せ排水基準 愛知県の定める事業場の業種、排水量、水域等より上乗せ基準を適用
(法第3条第3項～5項)

総量規制基準 日平均排水量50m³以上の特定事業場に適用
(法第4条の2～5)

(1) 一律排水基準 (別表2)

特定事業場から排出される水の汚染状態の許容限度 (全国一律基準)

- ① 有害物質
カドミウム及びその化合物を始め 28 項目
- ② 生活環境項目
水素イオン濃度始め 14 項目

(2) 上乗せ排水基準(別表3)

愛知県が条例で定める一律排水基準よりきびしい許容限度を定める排水基準

- ① 適用区域
7 水域(名古屋市関係 3 水域)
 - 名古屋市内水域、衣浦湾・境川等水域 (施行 S47.4.1)
 - 名古屋港・庄内川等水域 (施行 S48.4.1)
- ② 既設・新設の区分
 - ア 既設
 - (ア) 昭和 47 年 3 月 31 日(名古屋港・庄内川等水域は昭和 48 年 3 月 31 日)において現に特定施設(昭和 57 年 7 月 1 日における政令別表第 1[(イ) を除く])を設置している工場又は事業場(設置の工事をしているものを含む。)
 - (イ) 昭和 57 年 12 月 31 日において追加特定施設のみを現に設置している工場又は事業場(設置の工事をしているものを含む。)
 - イ 新設
特定施設を設置した工場又は事業場のうち、既設の工場又は事業場以外のもの

*昭和 58 年 1 月 1 日に追加された特定施設

施設番号	追加業種
1 の 2	畜産農業またはサービス業
1 8 の 2	冷凍調理食品製造業
1 8 の 3	たばこ製造業
1 9 の り	紡績業等のり抜き施設
2 1 の 2 , 3 , 4	一般製材業等
2 3 の 2	新聞業、出版業等
5 1 の 2 , 3	ゴム製品製造業
6 3 の 2	空き瓶卸売業
6 4 の 2	水道施設等を有するもの
6 6 の 3	旅館業
6 8 の 2	病院
6 9 の 2	中央卸売市場
6 9 の 3	地方卸売市場
7 0 の 2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設を有するもの
7 1 の 2	科学技術に関する研究、試験、検査等を行うもの
7 1 の 3	一般廃棄物処理施設である焼却施設を有するもの
7 1 の 4 イ	産業廃棄物処理施設を有するもの

注：以下の特定施設については、上乗せ排水基準は設定されていません。

改正政令施行日	特定施設	
S 63. 10. 1	66の4 5 6 7 8	共同調理場に設置される厨房施設 弁当仕出し屋又は弁当製造業の用に供する厨房施設 飲食店に設置される厨房施設 そば、うどん、すし店のほか、喫茶店その他の飲食店 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他
H3. 4. 1	指定地域特定施設	処理対象人員201～500人のし尿浄化槽
H3. 10. 1	71の5 71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設
H10. 6. 17	71の4口	廃P C Bの焼却施設等の産業廃棄物処理施設
H13. 7. 1	63の3	石炭による火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設
H24. 5. 25	38の2 66の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1.4-ジオキサンが発生するものに限り洗浄装置を有しないものを除く） エチレンオキサイド又は1.4-ジオキサンの混合施設

別表2 一律排水基準

すべての特定事業場の排出水に対して、以下(1)の基準が適用されます。

(1) 人の健康に係る排水基準

(単位 : mg/L)

番号	有害物質の種類	許容限度	番号	有害物質の種類	許容限度
1	カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03	1 7	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06
2	シアン化合物	シアン 1	1 8	1, 3-ジクロロプロパン	0.02
3	有機燐化合物(アチオ、メチルアチオソ、メルジメトン、EPN)	1	1 9	チウラム	0.06
4	鉛及び化合物	鉛 0.1	2 1	チオベンカルブ	0.2
5	六価クロム化合物 ※1	六価クロム 0.2	2 2	ベンゼン	0.1
6	砒素及びその化合物	砒素 0.1	2 3	セレン及びその化合物	セレン 0.1
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005	2 4	ほう素及びその化合物 ※2	ほう素10以下(海域以外) ほう素230以下(海域)
	アルキル水銀	検出されないこと			
8	ポリ塩化ビフェニル	0.003	2 5	ふつ素及びその化合物 ※3	ふつ素8以下(海域以外) ふつ素15以下(海域)
9	トリクロロエチレン	0.1	2 6	アンモニア、 アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 ※4	100 (アンモニア性窒素に 0.4を乗じたもの亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)
10	テトラクロロエチレン	0.1	2 7	塩化ビニルモノマー	—
11	ジクロロメタン	0.2	2 8	1, 4-ジオキサン	0.5
12	四塩化炭素	0.02			
13	1, 2-ジクロロエタン	0.04			
14	1, 1-ジクロロエチレン	1			
15	1, 2-ジクロロエチレン(シス体)	0.4			
	〃(トランス体)	—			
16	1, 1, 1-トリクロロエタン	3			

(2) 生活環境項目に係る排水基準

一日当たりの平均的な排水量が、50m³以上のすべての特定事業場に適用されます。(全国一律排水基準)
(単位 : mg/L ただし pH・大腸菌数を除く)

番号	項目	許容限度	番号	項目	許容限度
1	水素イオン濃度 (pH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの 5.0以上9.0以下	6	フェノール類含有量	5
			7	銅含有量	3
			8	亜鉛含有量 ※5	2
			9	溶解性鉄含有量	10
			10	溶解性マンガン含有量	10
			11	クロム含有量	2
2	生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 (日間平均120)	12	大腸菌数	日間平均 800 CFU/mL
3	化学的酸素要求量 (COD)	160 (日間平均120)	13	窒素含有量 ※6	120 (日間平均60)
4	浮遊物質量 (SS)	200 (日間平均150)	14	燐含有量 ※7	16 (日間平均 8)
5	ノルマルヘキサン抽出物含有量 ・鉱油類含有量 ・動植物油脂類含有量	5 30			

備考

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- BODについての排水基準は海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、CODについての排水基準は海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 窒素含有量、燐含有量についての排水基準は、窒素又は燐が湖沼プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼(名古屋市においては、牧野池)、及び海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらす恐れがある海域として環境庁長官が定める海域及びこれらに流入する公共用水域(名古屋市においては、名古屋港又は名古屋港に流入する河川等)に排出される排出水に限って適用する。

- 上記のほか、愛知県の条例による上乗せ排水基準(排水量50m³/日未満の事業場を含む。)が業種、排水量等ごとに適用されます。
- 一部項目(※)については、一部の業種に暫定排水基準が適用されます。

○暫定排水基準

① 人の健康に係る排水基準

・六価クロム化合物（別表2※1）

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（R6.4.1施行）

業種その他の区分	許容限度(mg/L)	適用期間
電気めっき業	0.5	令和9年3月31日まで

* この表中に掲げる業種に属する特定事業場が同時に表に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の六価クロム化合物に係る排出基準については、この表に掲げる基準を適用する。

・ほう素及びその化合物（別表2※2）

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（R4.7.1施行）

業種その他の区分	許容限度(mg/L)	適用期間
電気めっき業 (海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	30	令和7年6月30日まで
ほうろう鉄器製造業 (海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	40	
金属鉱業 (海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	100	
下水道業 (旅館業（温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場（下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という）から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものであって、一定の条件に該当するものに限る。）	40	当分の間
旅館業 (温泉を利用するものに限る)	300	
	500	

* この表中の「下水道業」において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が10を超えることをいう。

$$\Sigma C_i \cdot Q_i / Q$$

この式において、Ci、Qi及びQiは、それぞれ次の値を表すものとする。

Ci : 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常の値（単位：mg/L）

Qi : 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道の特定事業場ごとの排出する水の通常の量（単位：m³/日）

Q : 当該下水道から排出される排出水の通常の量（単位：m³/日）

・ふつ素及びその化合物（別表2※3）

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（R4.7.1施行）

業種その他の区分	許容限度(mg/L)	適用期間
ほうろう鉄器製造業 (海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	12	令和7年6月30日まで
電気めっき業 (1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	15	
電気めっき業 (1日当たりの平均的な排出水の量が50m³未満であるものに限る。)	40	
旅館業 (水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号。以下「改正政令」という。）の施行の際に湧出していなかった温泉を利用するものであって、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	15	当分の間
旅館業 (温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。以下この欄において同じ。）を利用するものであって一日当たりの平均的な排出水の量が50m³未満であるもの又は改正政令の施行の際に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	30	
旅館業 (温泉（自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。）を利用する者であって、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³未満であるもの又は改正政令の施行の際に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	50	

・アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（別表2※4）

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（R4.7.1施行）

業種その他の区分		許容限度(mg/L)	適用期間
畜産農業	畜産農業(水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第1号の二ロ掲げる施設を有するものに限る)	300	令和7年6月30日まで
	畜産農業(水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第1号の二イに掲げる施設を有するものに限る)	400	
ジルコニウム化合物製造業	350	令和7年6月30日まで	
モリブデン化合物製造業	1,300		
バナジウム化合物製造業	1,650		
貴金属製造・再生業	2,800		

② 生活環境項目に係る排水基準

・亜鉛含有量（別表2※5）

排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（R6.12.11施行）

業種その他の区分		許容限度(mg/L)	適用期間
電気めっき業		4	令和11年12月10日まで

* この表中に掲げる業種に属する特定事業場が同時に表に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該事業場から排出される排水中の亜鉛含有量に係る排出基準については、この表に掲げる基準を適用する。

・窒素含有量（別表2※6）及びりん含有量（別表2※7）

排水基準を定める省令の一部を改正する省令（R5.10.1施行）

項目	業種その他の区分	許容限度(mg/L) ()は日間平均値	適用期間	
窒 素 含 有 量	天然ガス鉱業	160(150)	令和10年9月30日まで	
	畜産農業(豚房施設に限る)	130(110)		
	酸化コバルト製造業	200(100)		
	モリブデン化合物製造業	4,100(3,100)		
	バナジウム化合物製造業 (バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る)			
り ん 含 有 量	畜産農業(豚房施設に限る)	22(18)		

- *1 排水基準を定める省令（以下「省令」という。）別表第2の備考1及び2の規定は、この表に掲げる排水基準について準用する。
- 2 この表に掲げる窒素含有量についての排水基準は、窒素が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として省令別表2の備考6に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（窒素に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排水に限って適用する。
- 3 この表に掲げるりん含有量についての排水基準は、りんが海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として省令別表2の備考7に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（りんに係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排水に限って適用する。
- 4 この表に掲げる項目ごとに同表中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場が同時に他の業種に属する場合において、省令別表2又はこの表によりその業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排水について、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- 5 この表に掲げる排水基準が当該工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場に係る排水について、当該事業場が当該工場又は事業場に属するものとみなして適用する。この場合において、省令別表2又はこの表により当該工場又は事業場が属する業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、4の規定を準用する。

別表3 上乗せ排水基準

全国一律で係る一律排水基準のほか、愛知県の定めた「水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例」(昭和47年3月、愛知県条例第4号)により、事業場の業種、排水量、水域、設置時期、下水道処理区域の内外等ごとに上乗せ排水基準が適用されます。

○名古屋港・庄内川等水域

工場又は事業場	業種	項目及び許容限度(mg/L)								適用日 適用期間	
		CN	BOD	COD	SS	鉛油	動植物油	フェノール類	銅		
既設の工場又は事業場	下水道処理区域 全業種	—	25(20)	25(20)	70(50)	5	10	1	1	S48. 6. 24	
	畜産農業、サビス業(豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。)	50m ³ /日以上 20m ³ /日以上 50m ³ /日未満	— 130(110) 160(120)	— — —	160(120) 200(150)	— — —	— — —	— — —	— — —	S58. 1. 1	
	畜産食料品製造業	乳製品製造業 その他	— —	80(60) 120(100)	— —	30(20) 90(70)	— —	10 10	— —	— —	S48. 6. 24
	水産食料品、調味料、めん類の製造業	—	120(100)	120(100)	90(70)	—	10	—	—	—	
	野菜、果実を原料とする保存食料品製造業	—	120(100)	—	40(30)	—	10	—	—	—	
	小麦粉、パン若しくは菓子の製造業又は製あん業	—	80(60)	80(60)	80(60)	—	—	—	—	—	
	飲料製造業	ビール製造業 清酒製造業 蒸留酒又は泡盛等の製造業 その他	— — — —	40(30) 120(100) 160(120) 60(50)	— — — —	30(20) 90(70) 120(100) 70(50)	— — — —	0.5 10 10 10	— — — —		
	動物系飼料、有機質肥料の製造業	—	160(120)	—	200(150)	—	10	—	—	—	
	動植物油脂製造業	—	100(80)	40(30)	80(60)	—	20	—	—	—	
	澱粉、ブドウ糖、水飴の製造業	—	120(100)	40(30)	90(70)	—	10	—	—	—	
	冷凍調理食品製造業	—	50(40)	—	70(50)	—	10	—	—	—	S58. 1. 1
	織維工業、織維製品製造業	毛紡績業、製毛業(洗毛施設を有するものに限る) 染色整理業 その他	— — —	120(100) 50(40) 100(80)	— — —	180(150) 50(40) 100(80)	— — —	— 10 10	— 1 —	S48. 6. 24	
	一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業、パーティクルボード製造業	—	70(50)	70(50)	90(70)	—	—	—	1	—	S58. 1. 1
	パルプ、紙、紙加工品製造業	板紙製造業 湿式織維板製造業 その他	— — —	120(100) 160(120) 90(70)	— — —	180(150) 50(40) 120(100)	— — —	— — 0.5	— — —	S48. 6. 24	
	新聞業、出版業、印刷業、製版業	—	25(20)	—	30(20)	—	—	—	—	1	S58. 1. 1
	化学工業	医薬品製造業 その他	— —	40(30) 30(20)	— 60(50)	60(50) 40(30)	— 3	10 —	0.5 1	—	S48. 6. 24
	石油精製業(潤滑油再生業を含む)	—	—	30(20)	30(20)	—	—	—	—	—	—
	ゴム製品製造業	—	25(20)	—	30(20)	—	—	—	—	—	S58. 1. 1
	窯業、土石製品製造業、非金属鉱業	窯業原料 (うわ葉原料を含む)精製業 その他	50m ³ /日以上 10m ³ /日以上 50m ³ /日未満	— — —	25(20) 25(20) 25(20)	— 300(250) 30(20)	2 2 2	— — —	— — —	—	S48. 6. 24
	鉄鋼業	10万m ³ /日以上 50m ³ /日以上 10万m ³ /日未満	0.5 — —	— 25(20) 25(20)	20(15) — 40(30)	30(20) — 30(20)	2 2 3	— — —	1 1 1	1 1 1	S49. 10. 1 S48. 6. 24
	非鉄金属製造業、金属製品製造業、機械器具製造業(武器製造業を含む)	—	25(20)	25(20)	30(20)	—	—	—	—	1	S48. 6. 24
	ガス供給業	—	90(70)	40(30)	30(20)	—	—	—	1	—	—
	水道施設、工業用水道施設、自家用工業用水道の施設を有するもの	—	25(20)	—	30(20)	—	—	—	—	—	S58. 1. 1
	酸若しくはアルカリによる表面処理施設を有するもの、電気炉施設を有するもの	—	25(20)	25(20)	30(20)	—	—	—	—	1	S48. 6. 24
	旅館業	—	90(70)	90(70)	90(70)	—	—	—	—	—	S58. 1. 1
	病院	—	40(30)	—	90(70)	—	—	—	—	—	—
	と畜業	—	80(60)	—	80(60)	—	—	—	—	—	S48. 6. 24
	地方卸売市場	—	50(40)	—	70(50)	—	10	—	—	—	S58. 1. 1
	廃油処理施設を有するもの	—	—	25(20)	30(20)	1	—	—	1	1	S48. 6. 24
	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設(自動式車両洗浄施設を除く)を有するもの	—	50(40)	—	70(50)	—	—	—	—	—	S58. 1. 1
	自動式車両洗浄施設を有するもの	—	25(20)	—	70(50)	—	—	—	—	—	S48. 6. 24
	科学技術に関する研究、試験、検査、専門教育を行うもの	—	40(30)	40(30)	90(70)	—	—	—	—	—	S58. 1. 1
	一般廃棄物処理施設である焼却施設を有するもの	—	40(30)	—	50(40)	—	—	—	—	—	
	産業廃棄物処理施設を有するもの	—	25(20)	—	30(20)	3	—	—	1	1	
	し尿処理施設を有するもの	—	(30)	(30)	(70)	—	—	—	—	—	S48. 6. 24
	下水道終末処理施設を有するもの	岩塚下水処理場 その他	— —	(60) (20)	— (70)	(120) (20)	— —	— —	— —	— —	S48. 4. 1から規則で定める日まで 規則で定める日

工場又は事業場	業種	項目及び許容限度(mg/L)							適用日 適用期間
		CN	BOD	COD	SS	鉱油	動植物油	フェノール類	
下水道処理区域	全業種	—	25(20)	25(20)	30(20)	2	10	0.5	1 S48. 4. 1
新設の工場又は事業場	畜産農業、サービス業(豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。)、食料品製造業(ビール製造業、冷凍調理食品製造業を除く。)、繊維工業、織維製品製造業、鉄鋼業、旅館業、廃油処理施設を有するもの、し尿処理施設を有するもの、下水終末処理施設を有するものを除く。)	—	25(20)	25(20)	30(20)	2	10	0.5	1 S48. 4. 1
	畜産農業、サービス業(豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。)	—	90(70)	90(70)	100(80)	—	—	—	S58. 1. 1
	乳製品製造業	—	50(40)	40(30)	30(20)	—	10	—	—
	野菜、果実を原料とする保存食料品製造業	—	50(40)	40(30)	40(30)	—	10	—	—
	動植物油脂、澱粉、アドウ糖、水飴の製造業	—	50(40)	40(30)	50(40)	—	10	—	—
	その他	—	50(40)	50(40)	50(40)	—	10	—	—
	繊維工業、織維製品製造業	—	50(40)	50(40)	40(30)	—	10	1	—
	10万m ³ /日以上	0.5	25(20)	20(15)	30(20)	2	—	0.5	1
	鉄鋼業	—	25(20)	25(20)	30(20)	2	—	0.5	1
	旅館業	—	40(30)	40(30)	70(50)	—	—	—	—
	廃油処理施設を有するもの	—	25(20)	25(20)	30(20)	1	10	0.5	1
	し尿処理施設を有するもの	—	40(30)	40(30)	80(60)	—	—	—	—
	下水道終末処理施設を有するもの	—	25(20)	25(20)	70(50)	—	—	—	—

* () 内は日間平均。以下同じ。

○名古屋市内水域

工場又は事業場	業種	項目及び許容限度(mg/L)						適用日 適用期間
		BOD	SS	鉱油	動植物油	フェノール類	銅	
下水道処理区域	全業種	25(20)	70(50)	5	10	1	1	S47. 10. 1
既設の工場又事業場	畜産農業、サービス業(豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。)	50m ³ /日以上	130(110)	160(120)	—	—	—	—
		20m ³ /日以上	160(120)	200(150)	—	—	—	—
		50m ³ /日未満	—	—	—	—	—	S58. 1. 1
	食料品製造業	パン若しくは菓子の製造、製あん業	80(60)	80(60)	—	10	—	—
		飲料	清酒製造業	120(100)	90(70)	—	—	—
		製造業	その他	60(50)	30(20)	—	10	—
		その他	—	90(70)	70(50)	—	10	—
	繊維工業、織維製品製造業	染色整理業	50(40)	60(40)	—	10	1	—
		その他	100(80)	60(40)	—	10	1	—
	一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業、パーティクルボード製造業	70(50)	90(70)	—	—	1	—	S58. 1. 1
	木材薬品処理業	40(30)	90(70)	3	—	1	1	S47. 10. 1
	湿式繊維板製造業	100(80)	80(60)	—	—	1	—	S48. 4. 1
	化学工業	100(80)	70(50)	3	—	—	—	S48. 4. 1
	石油精製業(潤滑油再生業を含む)	30(20)	30(20)	—	—	—	—	S47. 10. 1
	窯業、土石製品製造業	25(20)	180(150)	2	—	—	—	S47. 10. 1
		その他	25(20)	30(20)	2	—	—	S47. 10. 1
	鉄鋼業	25(20)	30(20)	2	—	1	1	S47. 10. 1
	非鉄金属製造業、金属製品製造業、機械器具製造業(武器製造業を含む)	25(20)	30(20)	—	—	—	1	S48. 4. 1
	ガス供給業、コークス製造業	90(70)	80(60)	—	—	—	—	S48. 4. 1
	酸若しくはアルカリによる表面処理施設を有するもの又は電気メッキ施設を有するもの	25(20)	30(20)	—	—	—	1	S47. 10. 1
	旅館業	90(70)	90(70)	—	—	—	—	S58. 1. 1
	病院	40(30)	90(70)	—	—	—	—	S58. 1. 1
	と畜業、死亡獸畜取扱業	80(60)	80(60)	—	—	—	—	S48. 4. 1
	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設を有するもの(自動式車両洗浄施設を除く)	50(40)	70(50)	—	—	—	—	S58. 1. 1
	自動式車両洗浄施設を有するもの	25(20)	70(50)	—	—	—	—	S47. 10. 1
	科学技術に関する研究、試験、検査、専門教育を行うもの	40(30)	90(70)	—	—	—	—	S58. 1. 1
	一般廃棄物処理施設である焼却施設を有するもの	40(30)	50(40)	—	—	—	—	S47. 10. 1
	し尿処理施設を有するもの	(30)	(70)	—	—	—	—	S47. 10. 1
	下水道終末処理施設を有するもの	西山、名城、柴田下水処理場	25(20)	70(50)	—	—	—	S48. 4. 1
		堀留下水処理場	25(20)	70(50)	—	—	—	S48. 10. 1
		その他	25(20)	70(50)	—	—	—	S47. 4. 1
新設の工場又は事業場	全業種	25(20)	30(20)	2	10	1	1	S47. 4. 1
その他の地域	全業種(畜産農業、サービス業(豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。)、旅館業、し尿処理施設を有するもの、下水終末処理施設を有するものを除く。)	25(20)	30(20)	2	10	1	1	S47. 4. 1
	畜産農業又はサービス業(豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。)	90(70)	100(80)	—	—	—	—	S58. 1. 1
	旅館業	40(30)	70(50)	—	—	—	—	S47. 4. 1
	し尿処理施設を有するもの	40(30)	80(60)	—	—	—	—	S47. 4. 1
	下水道終末処理施設を有するもの	25(20)	70(50)	—	—	—	—	S47. 4. 1

○衣浦湾・境川等水域

工場又は事業場	業種	項目及び許容限度(mg/L)								適用日 適用期間		
		BOD	COD	SS	鉱油	動植物油	フェノール類	銅	鉄			
既設の工場又事業場	下水道処理区域	全業種	25(20)	25(20)	70(50)	5	10	1	1	—	S47. 10. 1	
	畜産農業、サビス業 (豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。)	畜産農業、サビス業 (豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。) 50m ³ /日以上	130(110)	—	60(120)	—	—	—	—	—	S58. 1. 1	
		20m ³ /日以上 50m ³ /日未満	160(120)	—	200(150)	—	—	—	—	—		
		みそ、醤油又は水飴の製造業	120(100)	120(100)	90(70)	—	10	—	—	—	S47. 10. 1	
		パン若しくは菓子の製造業、製あん業	80(60)	—	80(60)	—	10	—	—	—	S47. 4. 1から規則で定める日まで	
			30(20)	—	30(20)	—	10	—	—	—		
		飲料	120(100)	—	90(70)	—	—	—	—	—	S47. 10. 1	
		製造	160(120)	160(120)	70(50)	—	10	—	—	—	S47. 4. 1	
		業 その他	60(50)	60(50)	70(50)	—	10	—	—	—	S47. 10. 1	
		動植物油脂製造業	40(30)	—	80(60)	—	20	—	—	—	S47. 10. 1	
		澱粉、化工澱粉製造業	80(60)	80(60)	90(70)	—	5	—	—	—	S47. 10. 1	
		冷凍調理食品製造業	50(40)	—	70(50)	—	10	—	—	—	S58. 1. 1	
		その他	60(50)	60(50)	70(50)	—	10	—	—	—	S47. 10. 1	
		紡績業	120(100)	—	180(150)	—	—	—	—	—	S47. 10. 1	
		その他	100(80)	100(80)	100(80)	—	10	—	—	—		
		染色整理業	50(40)	50(40)	50(40)	—	10	—	—	—	S47. 10. 1	
		一般製材業、木材サブ ^a 製造業、合板製造業、パーティクルボード製造業	70(50)	70(50)	90(70)	—	—	1	—	—	S58. 1. 1	
		新聞業、出版業、印刷業、製版業	25(20)	—	30(20)	—	—	—	1	—		
	その他の地域	化学工業	発酵工業	—	90(70)	70(50)	—	5	—	—	S47. 10. 1	
		その他	60(50)	60(50)	40(30)	3	—	1	—	—		
		窯業、土石製品	25(20)	25(20)	30(20)	2	—	—	—	—		
		製造業	25(20)	25(20)	150(120)	2	—	—	—	—		
		鉄鋼業	25(20)	25(20)	40(30)	2	—	1	1	—	S48. 4. 1	
		非鉄金属製造業、金属製品製造業、機械器具製造業 (武器製造業を含む)	25(20)	25(20)	30(20)	—	—	—	1	5	S47. 10. 1	
		水道施設、工業用水道施設、自家用工業用水道の施設を有するもの	25(20)	—	30(20)	—	—	—	—	—	S58. 1. 1	
		酸若しくはアルカリによる表面処理施設を有するもの、電気メッキ施設を有するもの	25(20)	25(20)	30(20)	—	—	—	1	5	S47. 10. 1	
		旅館業	90(70)	90(70)	90(70)	—	—	—	—	—	S58. 1. 1	
		病院	40(30)	—	90(70)	—	—	—	—	—		
		と畜業、死亡獣畜取扱業	80(60)	—	80(60)	—	—	—	—	—	S47. 10. 1	
		地方卸売市場	50(40)	—	70(50)	—	10	—	—	—	S58. 1. 1	
		自動車分解整備事業の用に供する洗車施設を有するもの(自動式車両洗浄施設を除く)	50(40)	—	70(50)	—	—	—	—	—		
		自動式車両洗浄施設を有するもの	30(20)	25(20)	70(50)	—	—	—	—	—	S47. 10. 1	
		科学技術に関する研究、試験、検査、専門教育を行うもの	40(30)	—	90(70)	—	—	—	—	—	S58. 1. 1	
		一般廃棄物処理施設である焼却施設を有するもの	40(30)	—	50(40)	—	—	—	—	—		
		産業廃棄物処理施設を有するもの	25(20)	—	30(20)	3	—	1	1	—	S47. 10. 1	
		し尿処理施設を有するもの	(30)	(30)	(70)	—	—	—	—	—		
		下水道終末処理施設を有するもの	25(20)	—	90(70)	—	—	—	—	—	S47. 10. 1	
新設の工場又事業場	下水道処理区域	全業種	25(20)	25(20)	30(20)	2	10	1	1	5	5	S47. 4. 1
	その他の地域	全業種(畜産農業、サビス業(豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。)、旅館業、し尿処理施設を有するもの、下水終末処理施設を有するものを除く。)	25(20)	25(20)	30(20)	2	10	1	1	5	5	
		畜産農業、サビス業(豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。)	90(70)	90(70)	100(80)	—	—	—	—	—	S58. 1. 1	
		旅館業	40(30)	40(30)	70(50)	—	—	—	—	—	S47. 4. 1	
		し尿処理施設を有するもの	40(30)	40(30)	80(60)	—	—	—	—	—		
		下水道終末処理施設を有するもの	25(20)	25(20)	70(50)	—	—	—	—	—	S47. 4. 1	

1 全水域 備考

- 1 「既設の工場又は事業場」とは
 - (1) S48. 3. 31(名古屋市内水域、衣浦湾・境川水域等水域は S47. 3. 31)において現に特定施設(S57. 7. 1 における政令別表第 1 [2]を除く])を設置している工場又は事業場(設置の工事をしているものを含む。)
 - (2) S57. 12. 31において追加特定施設のみを現に設置している工場又は事業場(設置の工事をしているものを含む。)
- 2 「新設の工場又は事業場」とは
特定施設を設置した工場又は事業場のうち、既設の工場又は事業場以外のもの。
- 3 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたもの。
- 5 排水基準を定める総理府令別表第 2 に掲げる排水基準(一律排水基準)でこの表に上乗せ排水基準の定めのないものは、新設の工場又は事業場のうち一日当たりの平均的な排出水の量が 20m³以上のものに係る排出水について適用する。
- 7 第 1 号(2)に規定する施設を設置することにより新設の工場又は事業場となったもので、この表に掲げる上乗せ排水基準の適用の日が「S48. 4. 1」とあるものについては「S58. 1. 1」とする。
- 8 1 の工場又は事業場が 2 以上の業種に属する場合にあっては、主たる事業の属する業種にかかる上乗せ排水基準を適用する。

2 名古屋港・庄内川等水域 備考

- 1 「下水道処理区域」とは、下水道法第 2 条第 8 号に規定する処理地域。
- 2 BOD についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水について適用。
COD についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水について適用。
- 3 この表に掲げる上乗せ排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が以下の工場又は事業場について適用する。
 - (1) 既設
 - ア 畜産農業及びサービス業(豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。)、染色整理業 20m³以上
 - イ 烟葉原料精製業 10m³以上
 - ウ 非金属鉱業(烟葉原料精製業を除く)、と畜業、し尿処理施設のみを有する工場又は事業場すべて
 - エ 上記以外 50m³以上
 - (2) 新設
 - ア 烟葉原料精製業 10m³以上
 - イ 非金属鉱業(烟葉原料精製業を除く)、と畜業、し尿処理施設のみを有する工場又は事業場すべて
 - ウ 上記以外 20m³以上
- 4 1 の備考第 1 号(2)に掲げる工場又は事業場で、上乗せ排水基準の適用の日が「S48. 6. 24」とあるものは「S58. 1. 1」とする。
- 5 既設の工場又は事業場で上乗せ排水基準の適用の日後特定施設を設置した場合で、特定施設の設置に伴い排出水の量が増加することとなるとき(特定施設の設置後の一日当たりの平均的な排出水の量が 1000m³未満であるときを除く。)は、特定施設の設置の日以後において適用される上乗せ排水基準のうち BOD、COD、SS についての許容限度は付表の算式により算出して得られる値とする。
- 6 1 の備考第 1、2、3、5、7、8 号の規定は準用する。

3 名古屋市内水域 備考

- 1 この表に掲げる上乗せ排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が以下の工場又は事業場について適用する。
 - (1) 既設
 - ア 畜産農業及びサービス業(豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。) 20m³以上
 - イ 上記以外 50m³以上
 - (2) 新設 20m³以上
- 2 S43. 9. 11 後において特定施設を設置した工場又は事業場であって、政令附則第 3 項及び第 4 項の規定により排水基準を定める総理府令附則第 2 項の水質基準の適用を受けるものについては、新設の工場又は事業場に係る上乗せ排水基準を適用する。
- 3 既設の工場又は事業場に S48. 4. 1 後に特定施設を設置した場合で、特定施設の設置に伴い排出水の量が増加することとなるとき(特定施設の設置後の一日当たりの平均的な排出水の量が 1000m³未満であるときを除く。)は、特定施設の設置の日以後において適用される上乗せ排水基準のうち BOD、SS についての許容限度は付表の算式により算出して得られる値とする。
- 4 1 の備考第 1、2、3、5、7、8 号の規定、2 の備考第 1、4 号の規定は準用する。
- 1 の備考第 1 号(1)中「S48. 3. 31」は「S47. 3. 31」、1 の備考第 7 号中「S48. 4. 1」は「S47. 4. 1」、2 の備考第 4 号中「S48. 6. 24」は「S47. 10. 1」とする。

4 衣浦湾・境川等水域 備考

- 1 溶解性鉄含有量及び溶解性マンガン含有量についての上乗せ排水基準は、刈谷市の上水道水源よりも上流の境川に排出される排出水について適用する。
- 2 既設の工場又は事業場に S48. 4. 1 後に特定施設を設置した場合で、特定施設の設置に伴い排出水の量が増加することとなるとき(特定施設の設置後の一日当たりの平均的な排出水の量が 1000m³未満であるときを除く。)は、特定施設の設置の日以後において適用される上乗せ排水基準のうち BOD、COD、SS についての許容限度は付表の算式により算出して得られる値とする。
- 3 1 の備考第 1、2、3、5、7、8 号の規定、2 の備考第 1、2、4 号の規定、3 の備考第 1 号の規定は準用する。
- 1 の備考第 1 号(1)中「S48. 3. 31」は「S47. 3. 31」、1 の備考第 7 号中「S48. 4. 1」は「S47. 4. 1」、2 の備考第 4 号中「S48. 6. 24」は「S47. 10. 1」とする。

付 表

$$\frac{A \cdot a + B \cdot b}{a+b}$$

この算式において、A、a、B、bはそれぞれ次の値を表すものとする。

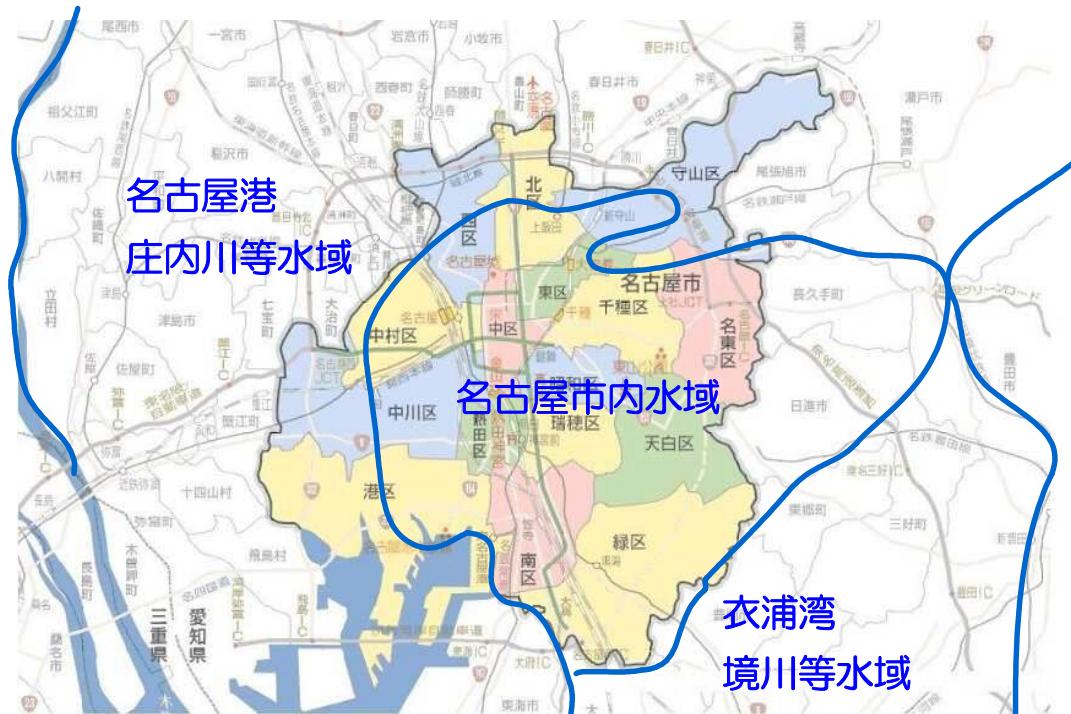
A 当該特定施設の設置の工事の着手の日に適用されている許容限度。

a 当該特定施設を設置する前の一日当たりの平均的な排出水の量。

B 当該工場又は事業場を新設の工場又は事業場とみなした場合において適用されるべき許容限度。

b 当該特定施設の設置に伴い増加する一日当たりの平均的な排出水の量。

図 水域区分



* 水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例

(昭和 47 年 3 月 29 日愛知県条例第 4 号)

別表第 1 (第 2 条関係)

区域の名称	範 囲
名古屋港・庄内川等水域	三重県境（海部郡弥富町大字栄南地先）から羽豆岬南端（知多郡南知多町大字師崎字明神山2番地地先）に至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域（名古屋市内水域に属する水域を除く。）並びに知多郡南知多町大字篠島の地先海域及びこれに流入する公共用水域
名古屋市内水域	荒子川（右岸は名古屋市港区一州町86番地1地先まで、左岸は名古屋市港区築地町11番地地先までの区間をいう。）、中川運河（右岸は名古屋市港区築地町3番地地先まで、左岸は名古屋市港区西倉町110番地地先までの区間をいう。）、堀川（右岸は名古屋市港区港町101番地地先まで、左岸は名古屋市港区東築地町26番地地先までの区間をいう。）、山崎川（右岸は名古屋市港区東築地町26番地地先まで、左岸は名古屋市港区大江町1番地1地先までの区間をいう。）、大江川（右岸は名古屋市港区大江町2番地4地先まで、左岸は名古屋市港区昭和町38番地2地先までの区間をいう。）、天白川（右岸は名古屋市港区船見町4番地3地先まで、左岸は東海市南柴田町リの割363番地12地先までの区間をいう。）及び庄内用水並びにこれらに流入する公共用水域（庄内川を除く。）
衣浦湾・境川等水域	羽豆岬南端から碧南市川口町二丁目159番地地先に至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域（枝下用水及び明治用水を除く。）並びに知多郡南知多町大字日間賀島及び幡豆郡一色町大字佐久島の地先海域及びこれに流入する公共用水域

上乗せ排水基準の既設・新設の区分及び業種の区分

番号	特定施設の設置時期			適用となる上乗せ排水基準	
	*47.4.1 58.1.1			既新設区分	業種区分
1	○			既	○
2		○		新	○
3		△		既	△
4			△	新	△
5	●△			既	○
6	○▲			既	△
7	●	△		既	○
8	○	▲		既	△
9	●		△	既	○
10	○		▲	既	△
11		●△		新	○
12		○▲		新	○*
13		●	△	新	○
14		○	▲	新	△
15		△	●	既	○
16		▲	○	既	△
17			●△	新	○
18			▲○	新	△

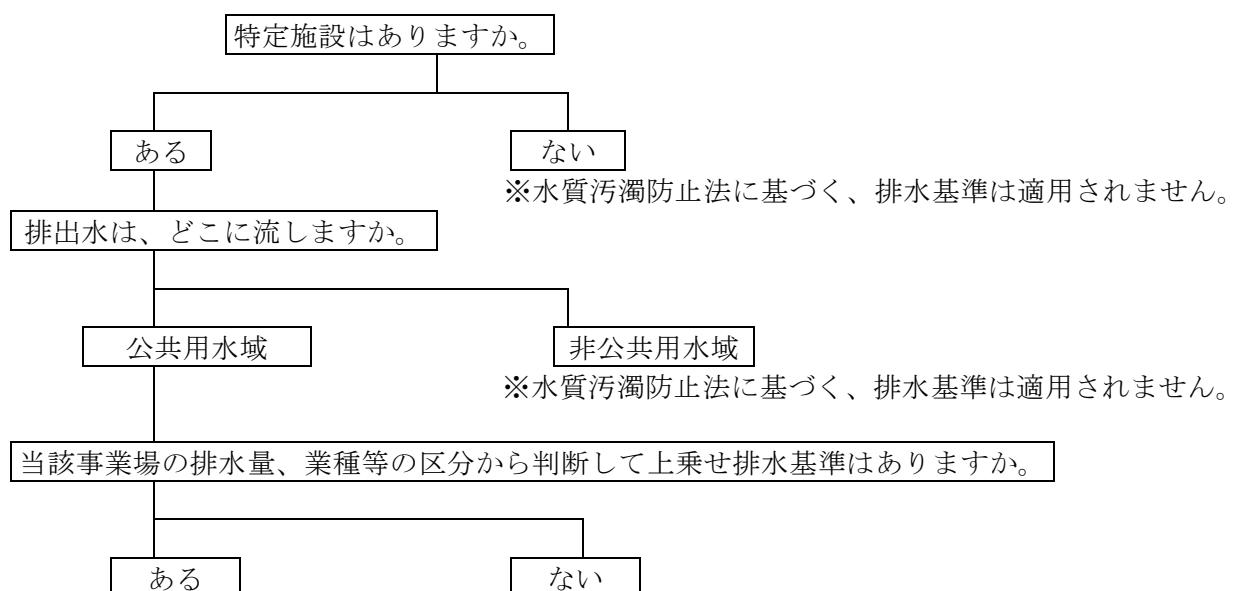
○:改正前の条例において規制対象となっていた特定施設

※条例附則第4項による

△:追加特定施設 (S 58.1.1 追加: p7 参照)

●▲:主たる事業が属する業種

図 排水基準の適用の流れ図



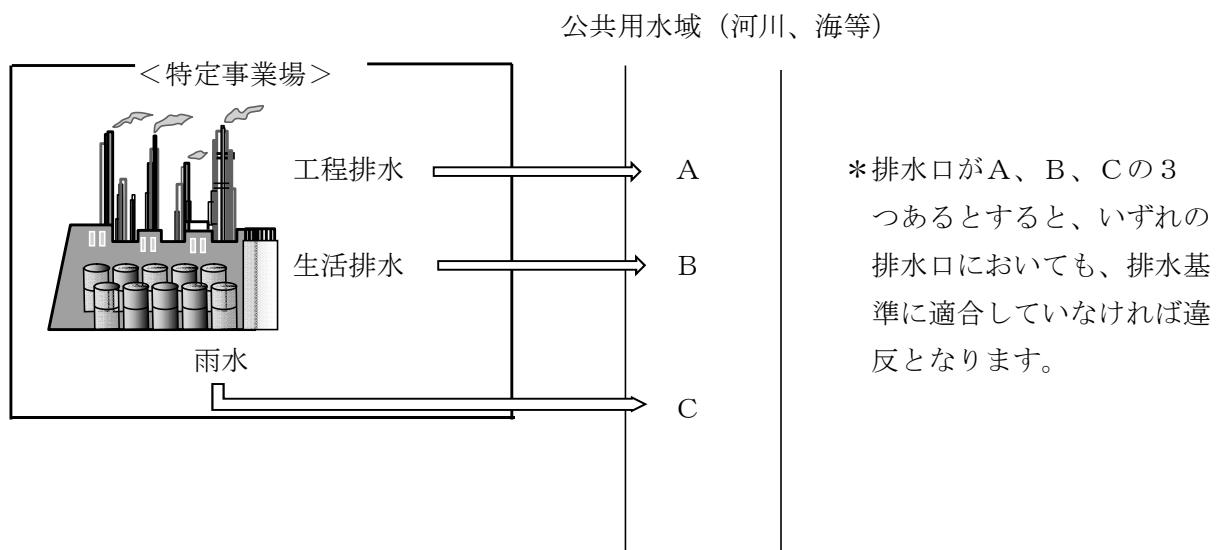
※ 上乗せ排出基準が適用されます。
(上乗せ排出基準のない項目について
ついては一律排出基準が適用)

※ 一律排水基準が適用されます。
① 有害物質については、すべての事業場
② 生活環境項目については、日平均排水量が 50 m³以上
の事業場

4 排水基準の遵守

排出水を排出する者は、その汚染状態が当該事業場の排水口において、排水基準に適合しない排出水を排出してはいけません。 (法第12条第1項)

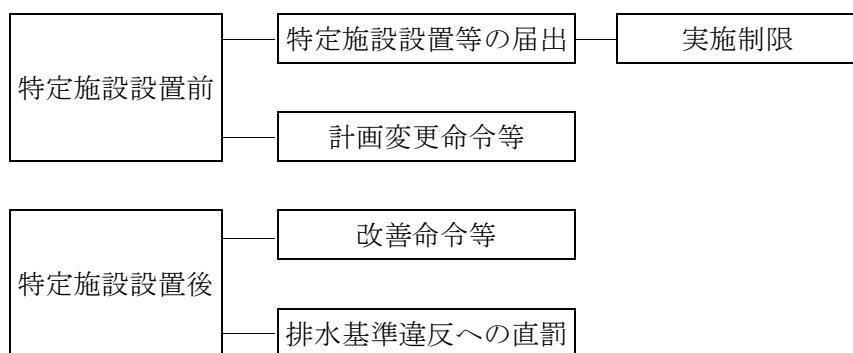
図 排水基準の適用される場所



(1) 排水基準を遵守させるための措置

都道府県知事(名古屋市にあっては市長)は、工場又は事業場に対し、排水基準を遵守させるために、計画変更命令、改善命令等の強制措置を取ることができます。

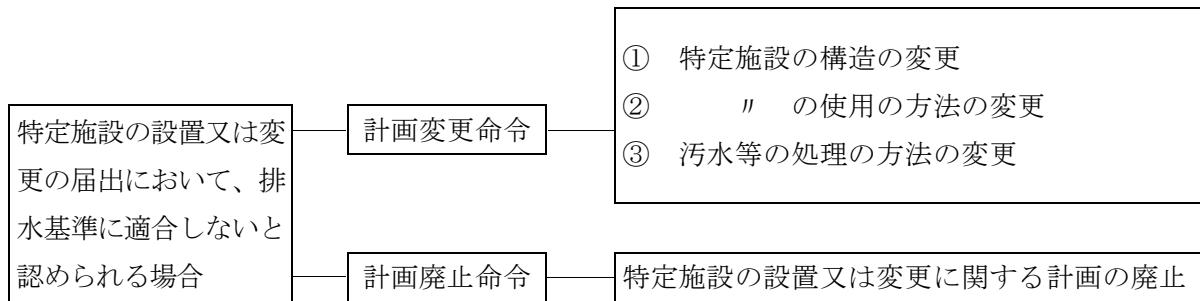
図 排水基準を遵守させるための措置



(2) 計画変更命令等

都道府県知事(名古屋市にあっては市長)は、特定施設の設置又は変更の届出があった場合に、その排出水の汚染状態が、当該排出口において、その排出水に係る排水基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、届出者に対しその届出に係る特定施設の構造、使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更、又は届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができるものとされています。(法第 8 条)

図 計画変更命令等の内容

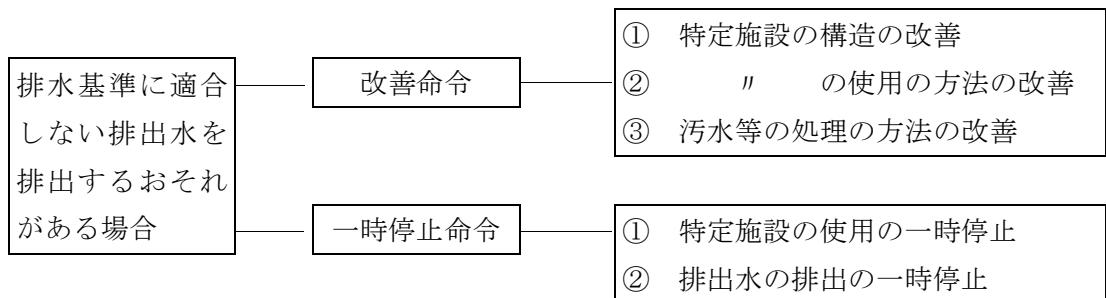


(3) 改善命令等

特定施設が設置された後で、その施設からの排出水により水質汚濁を起こすおそれがある場合があります。このときの措置として、改善命令と使用又は排出の一時停止命令という方法があります。

都道府県知事(名古屋市にあっては市長)は、排出水を排出する者が、その汚染状態が排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、届出者に対し、期限を定めて特定施設の構造、使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができます。(法第 13 条)

図 改善命令等の内容



5 地下浸透の規制等

(1) 地下浸透の規制等

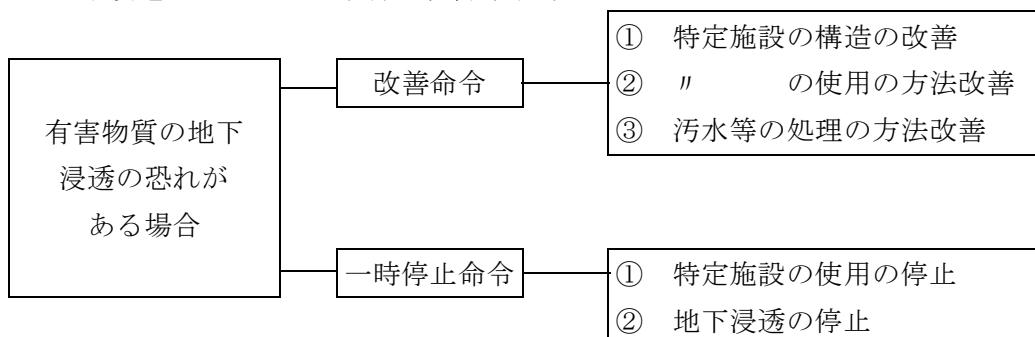
有害物質使用特定事業場から水を排出する者（特定地下浸透水を浸透させる者を含む。）は、有害物質を含む（検出される）水を地下に浸透させてはいけません。（法第12条の3）

これは、有害物質による地下水汚染を未然に防止するために設けられた規定で、漏出等非意図的な原因による有害物質の地下浸透に対しても、適用できることとなっています。

(2) 改善命令等

都道府県知事（名古屋市にあっては市長）は、有害物質使用特定事業場から有害物質を含む水を地下に浸透させるおそれがあると認められるときは、その設置者に対し、期限を定めて、特定施設の構造や使用方法、汚水等の処理方法の改善を命じ、又は特定施設の使用や地下浸透の一時停止を命ずることができます。（法第13条の2）

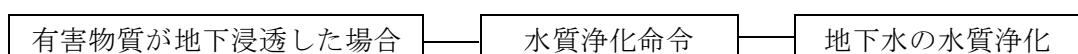
図 地下浸透の恐れがある場合の改善命令等



(3) 汚染地下水の水質浄化措置命令

都道府県知事（名古屋市にあっては市長）は、特定事業場からの有害物質が地下に浸透し人の健康に被害が生じる、又はそのおそれがあると認めたときは、特定事業場の設置者に、期限を定めて、地下水の水質浄化を命ずることができます（法第14条の3）。

図 地下浸透した場合の措置命令



⇒『有害物質使用特定事業場』：有害物質をその施設において製造し、使用し又は処理する特定施設（『有害物質使用特定施設』という。）を設置する特定事業場

⇒『特定地下浸透水』：有害物質使用特定事業場から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等を含むもの

6 地下水汚染の未然防止の規制等

(有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務)

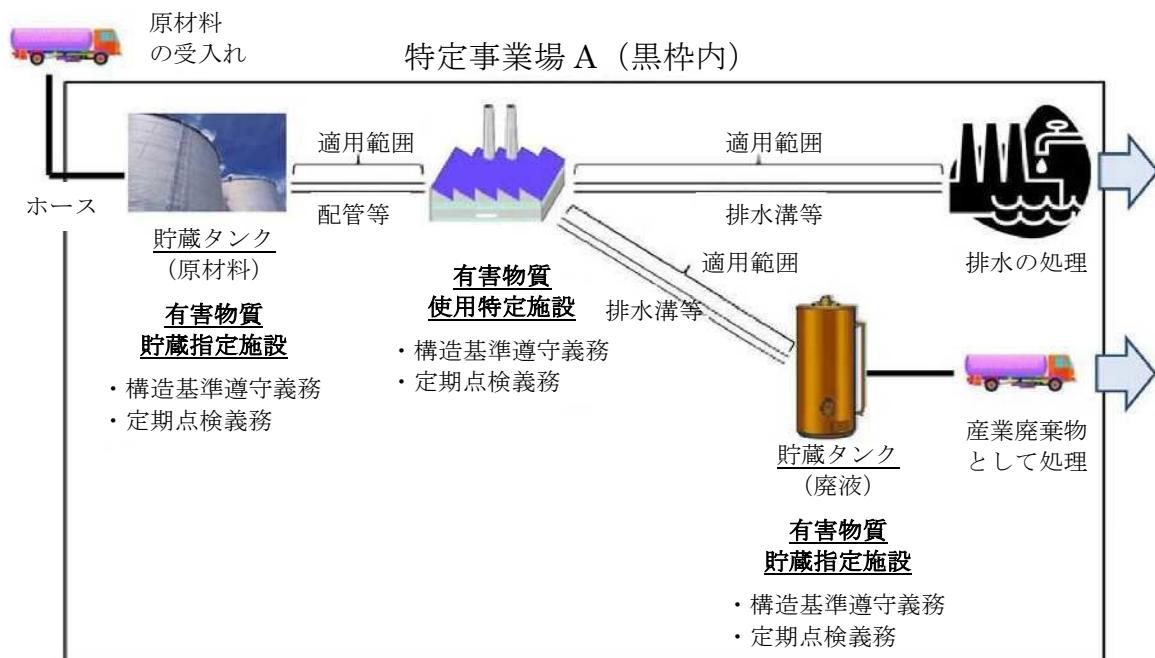
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質使用特定施設等」とする）を設置している者は、当該有害物質使用特定施設等について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準を遵守しなければなりません。

（法第12条の4）

（1）構造等の基準が適用される施設

構造等の基準は、有害物質使用特定施設等の本体、施設の床面及び周囲、施設付帯の配管等及び排水溝等に適用されます。

例えば、下記特定事業場Aにおいて基準の適用範囲は以下のようになります。

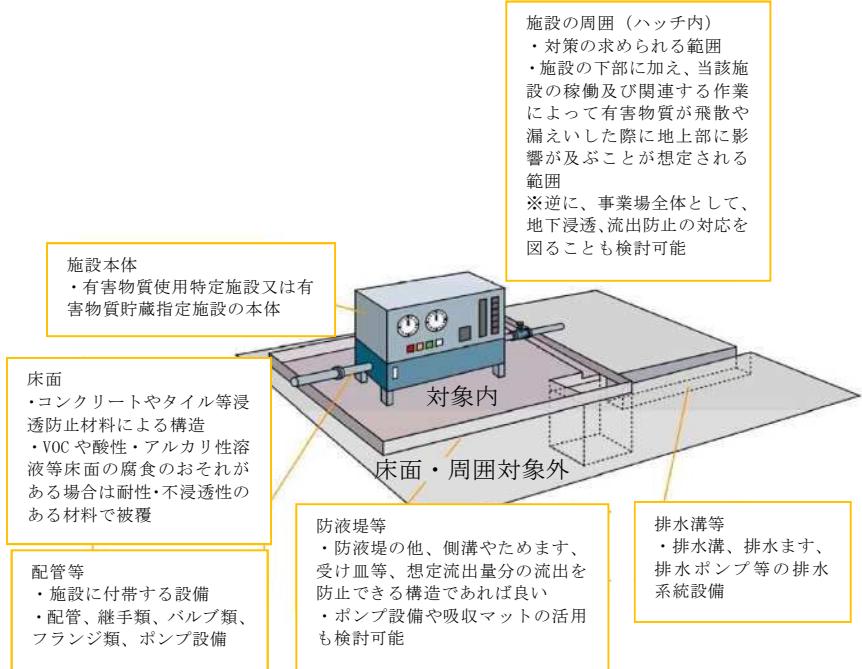


- ※ 施設付帯の配管等及び排水溝等について、有害物質が含まれる液体が流れる部分は全て構造等の基準が適用されます。
- ※ 原材料の受入れについて、受入れ口から貯蔵タンクまでの間に配管等がある場合、構造等の基準が適用されます。

◎ 基準が適用される範囲

① 施設の床面及び周囲（施行規則第8条の3）

有害物質使用特定施設等の設置場所の床面であって、当該施設の下部に加え、当該施設の稼働及び関連する作業によって有害物質が飛散や漏えいした際に地上部に影響が及ぶことが想定される範囲が適用されます。



② 施設付帯の配管等（施行規則第8条の4）

有害物質使用特定施設等の施設本体に接続し、有害物質を含む水が流れる配管本体、継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備等が対象となります。

③ 排水溝等（施行規則第8条の5）

有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水系統の設備が対象となります。

④ 地下貯蔵施設（施行規則第8条の6）

地下に設置されている有害物質貯蔵施設で、施設本体に加え付帯する配管等が対象となります。

(2) 構造等に関する基準（法第12条の4）

施設の床面及び周囲、施設付帯の配管等（地上・地下）及び排水溝等、地下貯蔵施設のそれぞれに、構造等に関する基準が適用されます。この基準は3種類あり、以下のようにになっております。

A 基準：新設の施設を対象とした措置

B 基準：既設の施設を対象とした措置

C 基準：既設について改正水濁法の施行後3年間（平成27年5月まで）適用できる措置

	改正水濁法施行後3年間	施行後3年以後
新設の施設	A 基準のみが適用される	
既設の施設	C 基準 ※構造等に関する基準が適合していれば、 A 基準及びB 基準が適用可能	B 基準 ※構造等に関する基準が適合していれば、 A 基準が適用可能

※ 床面及び周囲、配管等（地上・地下）、排水溝等、地下貯蔵施設の構造等に関する基準については、P21～P22 の構造基準と定期点検一覧表をご覧下さい。

(3) 点検の方法及び記録の保存（法第14条第5項）

P23～24の構造基準と定期点検一覧表のように、定期点検を行い、その記録を3年間保存することが義務づけられます。なお、定期点検以外であっても、有害物質を含む水の漏洩等が確認された際には記録を3年間保存します。

① 定期点検記録項目（施行規則第9条の2の3）

点検を行った有害物質使用特定施設等

点検年月日

点検の方法及び結果

点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名

点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

② 漏洩確認時記録項目（施行規則第9条の2の3第3項）

異常等が確認された有害物質使用特定施設等

異常等を確認した年月日

異常等の内容

異常等を確認した者の氏名

補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

(4) 使用の方法（法第12条の4、施行規則第8条の7）

有害物質使用特定施設等において有害物質を含む水の受け入れ、移し替え、分配等の作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、地下に浸透しない方法で行うとともに、有害物質を含む水の補給状況や設備の作動状況の確認等、施設の運転を適切に行うこととされています。

そこで、事業場の中で使用の方法や点検の方法に関して明示的に認識することが必要となり、管理要領を定めることとされています。

また、定期点検では、管理要領からの逸脱及び作業に伴う飛散、浸透、流出の有無の確認を、管理要領に基づき設定された頻度で行うこととされています。

地下水汚染の未然防止の規制等について詳しいことは、環境省のホームページ

<http://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012.html>

にマニュアルが掲載されていますのでご覧ください。

構造基準と定期点検一覧表

対象	構造等に関する基準	定期点検の内容	点検回数	
床面及び周囲	イ、ロのいずれにも適合すること。又はハに適合すること。			
	□イ 床面はコンクリートなどの不浸透性を有する材料による構造となっている。 必要な場合は耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されている。	①床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 ②防液堤等のひび割れその他の異常の有無 ③同等以上の効果を有する措置に応じた点検項目	①1年に1回以上 ②1年に1回以上 ③項目に応じた点検頻度	
	□ロ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置(以下「防液堤等」)が設置されている。			
	□ハ イ及びロと同等以上の効果を有する措置が講じられている。			
	※ただし、漏えいを床の下から目視で容易に確認できる場合は上記の限りではない。	床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無	1ヶ月に1回以上	
	イ又はロに適合すること。			
	□イ 施設本体が床面に接して設置され、かつ施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面がA基準に適合しない場合。	次のいずれにも適合すること。 □・施設本体以外の床面及びその周囲についてA基準を満たしている。 □・施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、漏えい等を検知するための装置を適切に設置している。	①床面及び防液堤のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 ②施設本体のひび割れその他の異常の有無 ③施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	
	□ロ 施設本体が有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるよう床面から離して設置され、かつ、施設本体の下部の床面がA基準に適合しない場合。	□・施設本体の下部以外の床面及び周囲についてA基準を満たしている。	①床面及び防液堤のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 ②施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	
施設本体	A基準 B基準		①施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無 ②施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	①1年に1回以上 ②1年に1回以上
配管等(地上配管)	イ、ロ のいずれかに適合すること。			
	□イ 次のいずれにも適合すること。 ・有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有する。 ・有害物質により容易に劣化するおそれのないものとする。 ・配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられている(ただし、腐食するおそれのない場合はこの限りではない)。	①配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 ②配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	①1年に1回以上 ②1年に1回以上	
	□ロ 有害物質の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されている。			
	□有有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設置されている。		①6ヶ月に1回以上 ②6ヶ月に1回以上	
配管等(地下配管)	イ、ロ、ハ のいずれかに適合すること。			
	□イ 次のいずれにも適合すること。 ・トレンチの中に設置されている。 ・トレンチの底面及び側面は、コンクリートなどの不浸透性を有する材料とし、底面の表面には必要な場合は耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されている。	①配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 ②配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無 ③トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無。	①1年に1回以上 ②1年に1回以上 ③1年に1回以上	
	□ロ 次のいずれにも適合すること。 ・有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有する。 ・有害物質により容易に劣化するおそれのないものとする。 ・配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられている(ただし、腐食するおそれのない場合はこの限りではない)。	配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認または、これと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年に1回以上(※1) (ただし、配管等の内部の気体の圧力又は水の水位変動の確認以外の方法で漏えいの有無の点検を行う場合は当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする)	
	□ハ イ、ロに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられている。	同等以上の効果を有する措置に応じた点検項目	項目に応じた点検頻度	
	イ、ロ、ハのいずれかに適合すること。			
	□イ トレンチの中に設置されている。	①配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 ②配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無 ③トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	①6ヶ月に1回以上 ②6ヶ月に1回以上 ③6ヶ月に1回以上	
	□ロ 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置する。その他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられている。	配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1ヶ月に1回以上 (有害物質の濃度の測定により漏えいの点検をする場合は3ヶ月に1回以上)	
	□ハ その他同等以上の効果を有する措置が講じられている。	同等以上の効果を有する措置に応じた点検項目	項目に応じた点検頻度	

※1:危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第62条の5の3に規定する地下埋設配管であつて消防法(昭和23年法律第186号)第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していないものである場合又は配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を1ヶ月(有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては3ヶ月)に1回以上行う場合にあっては3年に1回以上。

対象	構造等に関する基準	定期点検の内容	点検回数
排水溝等	イ、ロのいずれかに適合すること		
	A 基準 □イ 次のいずれにも適合すること ・有害物質を含む地下への浸透の防止に必要な強度を有する。 ・有害物質により容易に劣化するおそれのないものとする。 ・排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されている。	排水溝等のひび割れ、被覆の破損その他の異常の有無	1年に1回以上(※2)
	□ロ 前項に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられている。	同等以上の効果を有する措置に応じた点検項目	項目に応じた点検頻度
	イ又はロに適合すること		
	B 基準 □イ 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置が適切に配置されている。その他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられている。	①排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 ②排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	①6ヶ月に1回以上 ②1ヶ月に1回以上 (ただし、有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、3ヶ月に1回以上)
	□ロ イと同等以上の効果を有する措置が講じられている。	同等以上の効果を有する措置に応じた点検項目	項目に応じた点検頻度
地下貯蔵施設	イ、ロのいずれかに適合すること		
	A 基準 □イ 次のいずれにも適合すること ・タンク室内に設置されていること、二重構造であることその他の有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質である。 ・地下貯蔵施設の外側は、腐食を防止するための措置が講じられている。 ただし、腐食するおそれがない場合にあってはこの限りではない ・地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置が設置されている。その他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられている。	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又は、これと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年に1回以上(※3)
	□ロ イに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	同等以上の効果を有する措置に応じた点検項目	項目に応じた点検頻度
	イ、ロ、ハのいずれかに適合すること		
B 基準 □イ 次のいずれにも適合すること ・地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられている。 ・地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられている。	地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1ヶ月に1回以上 (有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行なう場合にあっては、3ヶ月に1回以上)	
	□ロ 次のいずれにも適合すること ・地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置が設置されている。その他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられている。 ・有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われている。	①地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又は、これと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無 ②同等以上の効果を有する措置に応じた点検項目	①1年に1回以上。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行なう場合にあっては当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。 ②項目に応じた点検頻度。
	□ハ その他同等以上の効果を有する措置が講じられている。		
使用の方法	イ、ロのいずれにも適合すること		
	A基準 □イ 次のいずれにも適合すること ・有害物質を含む水の受け入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。 ・有害物質を含む水の補給状況及び施設の作動状況の確認その他の施設の運動を適切に行なうために必要な措置を講じること。 ・有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。	①管理要領からの逸脱の有無 ②有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無	①1年に1回以上 ②1年に1回以上
	□ロ イに掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること		

※2: 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置若しくは排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の地下への浸透の点検を1ヶ月(有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行なう場合にあっては3ヶ月)に1回以上行なう場合にあっては排水溝等の点検は3年に1回以上。

※3: 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第13条第1項に規定する地下貯蔵タンク又は同条第2項に規定する二重殻タンクであつて消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していないものである場合又は地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を1ヶ月(有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行なう場合にあっては3ヶ月)に1回以上行なう場合にあっては3年に1回以上。

7 排出水の汚染状態の測定等

排出水を排出する者は、当該排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、保存しておかなければなりません。（法第14条）

(1) 測定項目及び頻度等

排出水等の測定は、排出口毎に様式第1別紙4により届け出たものについて、**年1回以上、指定計測法**により測定を行うこととなっています。また、その他の項目についても必要に応じて測定を行うこととなっています。

(2) 記録及び保存の方法

測定結果については、様式第8による水質測定結果表により記録し、この測定に伴い作成したチャートその他の資料とともに、3年間保存することとされています。ただし、計量証明書に様式第8の採水者、分析者及び測定項目の欄に記載すべき事項について証明する旨が記載してあれば、様式第8への記録を省略することができます。

様式第8（第9条関係）

水質測定記録表

排出水の汚染状態（特定地下浸透水の汚染状態）

測定年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の 使用状況	採 水 者	分 析 者	測定項目				備 考
	名称	排水量 (m ³ /日)								

備考 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。

2 排出水の汚染状態及び特定地下浸透水の汚染状態は、分けて記載すること。

⇒『年に1回以上』：旅館業（温泉を利用する者に限る）に属する特定事業場に係る排出水のうち、砒素及びその化合物、ホウ素及びその化合物並びにフッ素及びその化合物並びに水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量については、3年に1回以上

⇒『指定計測法』：排出水は「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」、特定地下浸透水は「水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」

8 事故時の措置

(1) 事故時の措置

特定事業場、指定事業場及び貯油事業場等の設置者は、当該事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質、指定物質又は油を含む水を公共用水域に流出させたり、地下に浸透させたことにより、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちにその水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を自ら講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事（名古屋市にあっては市長）に届け出なければなりません。（法第14条の2第1～3項）

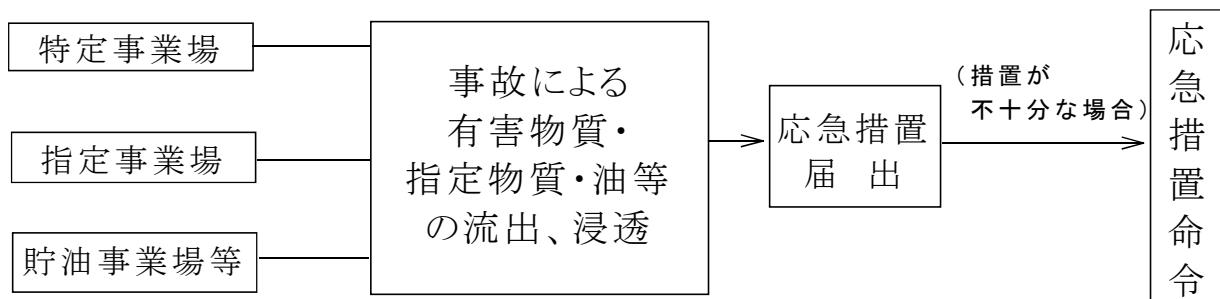
特定事業場の設置者は、事故などにより生活環境項目について排水基準に適合しないおそれがある水を公共用水域に流出させた場合も同様です。（法第14条の2第1項）

なお、特定施設の破損その他の事故が発生した場合は、その規模の大小に関わらず、管轄する区の公害対策課（裏表紙参照）へご連絡ください。

(2) 応急措置命令

都道府県知事（名古屋市にあっては市長）は、特定事業場や貯油事業場の設置者がその応急措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、応急措置を講ずべきことを命ずることができるとされています。（法第14条の2第4項）

図 事故時の措置



-
- ⇒ 『特定事業場』：特定施設(P2 参照)を設置する事業場
 - ⇒ 『指定施設』：有害物質(P8 別表2)を貯蔵し、もしくは使用し、又は指定物質(P27 別表4)を製造し、貯蔵し、使用し、もしくは処理する施設
 - ⇒ 『指定事業場』：指定施設を設置している工場又は事業場
 - ⇒ 『貯油事業場等』：下記の油の貯油施設または油水分離施設を設置している事業場
 - ⇒ 対象となる『油』：原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油

別表4 指定物質一覧

1 ホルムアルデヒド	2 ヒドラジン	3 ヒドロキシルアミン
4 過酸化水素	5 塩化水素	6 水酸化ナトリウム
7 アクリロニトリル	8 水酸化カリウム	9 アクリルアミド
10 アクリル酸	11 次亜塩素酸ナトリウム	12 二硫化炭素
13 酢酸エチル	14 MTBE	15 硫酸
16 ホスゲン	17 1,2-ジクロロプロパン	18 クロルスルホン酸
19 塩化チオニル	20 クロロホルム	21 硫酸ジメチル
22 クロルピクリン	23 ジクロルボス 又はDDVP	24 オキシデプロホス 又はESP
25 トルエン	26 エピクロロヒドリン	27 スチレン
28 キシレン	29 パラ-ジクロロベンゼン	30 フェノブカルブ 又はBPMC
31 プロピザミド	32 クロロタロニル 又はTPN	33 フェニトロチオン 又はMEP
34 イプロベンホス 又はIBP	35 イソプロチオラン	36 ダイアジノン
37 イソキサチオン	38 クロルニトロフェン 又はCNP	39 クロルピリホス
40 フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)	41 アラニカルブ	42 クロルデン
43 臭素	44 アルミニウム 及びその化合物	45 ニツケル 及びその化合物
46 モリブデン 及びその化合物	47 アンチモン 及びその化合物	48 塩素酸 及びその塩
49 臭素酸 及びその塩	50 クロム及びその化合物 (六価クロム化合物を除く。)	51 マンガン 及びその化合物
52 鉄 及びその化合物	53 銅 及びその化合物	54 亜鉛 及びその化合物
55 フェノール類 及びその塩類	56 ヘキサメチレンテトラミン	57 アニリン
58 PFOA及びその塩	59 PFOS及びその塩	60 直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩

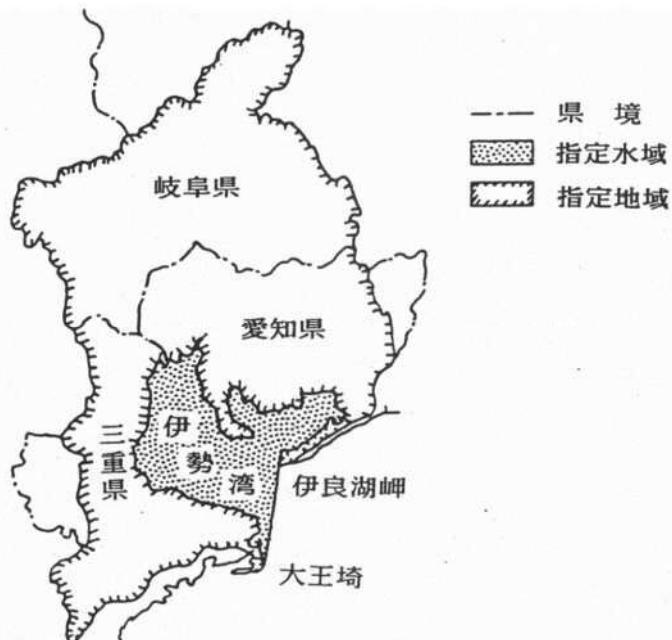
9 水質総量規制の制度

水質総量規制制度は、汚濁が著しい広域的な閉鎖性水域の水質改善を図るために、従来の濃度規制に加えて、人口、産業などが集中し、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入することによる汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域である伊勢湾、東京湾及び瀬戸内海を指定海域とし、COD、窒素含有量及びりん含有量の生活環境保全に係る水質環境基準の確保を目的として、当該地域に流入する地域を指定地域と定め、そこから発生する汚濁負荷の総量を計画的かつ段階的に削減しようとする制度です。

(1) 伊勢湾(三河湾を含む)における指定水域及び指定地域

伊勢湾に係る水域では、愛知県、三重県及び岐阜県の地域が指定地域となっており、名古屋市においては、全域が**指定地域**となっています。

図 伊勢湾に係る指定水域及び指定地域



(2) 水質総量規制制度の概要

指定水域：伊勢湾(三河湾を含む。)、東京湾、瀬戸内海

指定項目：COD、窒素含有量、りん含有量

【総量削減基本方針】

- ・指定水域ごとに環境大臣が策定
- ・削減目標量の設定等

【総量削減計画】

- ・総量削減基本方針に基づき、都府県ごとに知事が策定
- ・発生源別の削減目標量及び削減対策等

【事業の実施】

- ・下水道の整備
- ・し尿処理施設の整備等

【総量規制基準による規制】

- ・排水量が 50 m³/日以上の工場・事業場が対象
- ・排水濃度×排水量の規制

【削減指導等】

- ・小規模事業場
- ・畜産、農業
- ・一般家庭等

(3) 総量削減計画

水質総量規制の対象水域となる指定水域を有する都府県知事は、総量削減基本方針（「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針」）に基づき、総量削減計画を策定することとなっています。

愛知県では、第9次水質総量削減計画（「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」）を令和4年10月25日に公告し、基本方針の定める削減目標量が達成されるよう、生活系、産業系及びその他系の汚濁負荷の発生源ごとに削減目標量（令和6年度を目標年度とする。）を定めるとともに、これを達成するために次の具体的な施策を定めています。

- ①生活排水処理施設の整備等
- ②事業場への総量規制基準の設定
- ③その他の汚濁発生源に係る対策（生活排水対策、畜産・養魚排水対策等）
- ④環境教育、啓発等
- ⑤その他

発生源別削減目標量

（単位 t／日）

項目	COD		窒素含有量		りん含有量	
年度	令和元年度 における量	削減目標量 (令和6年度)	令和元年度 における量	削減目標量 (令和6年度)	令和元年度 における量	削減目標量 (令和6年度)
生活排水	39	38	26	26	2.0	2.0
産業排水	24	23	11	11	1.1	1.1
その他	10	9	19	18	1.4	1.3
合計	73	70	56	55	4.5	4.4

(4) 総量規制基準

水質総量規制では、削減目標量を達成するための主要な手段として、一定規模以上の工場・事業場からの排水に対し、濃度規制による排水規制に加え、総量規制基準による特別の規制措置を講じることとしています。

愛知県では、第8次水質総量規制基準を平成29年6月27日に告示し、同年9月1日に施行されました。また、令和4年10月25日に第8次総量規制基準（窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準）を一部改正し、第9次総量規制基準へ移行しました（愛知県内的一部の事業場については、第8次総量規制基準から基準値の変更がありました、名古屋市内の事業場においては、変更はありません）。

10 水質総量規制基準

総量規制基準の対象となる事業場は、指定地域内に立地していて、日平均排水量(冷却水等を含む。)が50 m³以上である特定事業場（指定地域内事業場）です。

総量規制では、指定地域内事業場に対し、次のことが義務づけられています。

(1) 総量規制基準の遵守

総量規制基準は、1日当たりに排出される汚濁負荷量の許容限度として指定地域内事業場ごとに定めたもので、次の算式を基本として算出されます。

$$L = C \times Q \div 1,000$$

L : 排出が許容される1日の汚濁負荷量 (kg／日)
C : 都道府県知事が指定地域内事業場の業種等の区分ごとに定める
一定のCOD、窒素含有量又はりん含有量の値
Q : 特定排出水の量 (m³／日)

また、指定地域内事業場が2つ以上の業種に属する場合は、業種ごとに上記の算式等により算定した値を合計したものが、その事業場の総量規制基準となります。

(例) 総量規制基準の算出方法

(全ての排出水が同じ業種区分による特定排出水である場合のCOD負荷量)

C : 20 (mg/L)

Q : 80 (m³/日)

$$L = 20 \times 80 \div 1,000 = 1.6 (\text{kg}/\text{日})$$

したがって、この場合のCODに係る総量規制基準（1日当たり排出することが許される汚濁負荷量）は、1.6 (kg/日)となります。

総量規制では、各指定地域内事業場はそれに定められた総量規制基準を遵守する義務があるとされています。（法第12条の2）

⇒『特定排出水』：指定地域内事業場から排出される排出水のうち、冷却水等の汚濁負荷量が増加しない排水以外の排水

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準について、以下のように定められています。（平成29年愛知県告示第286号）

(2) CODの総量規制基準

1 法第4条の5第1項の規定による総量規制基準は、(1)に掲げる算式により算定した汚濁負荷量とし、(2)に掲げる指定地域内事業場に適用する。

$$(1) L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$$

この式において、 L_c 、 C_c 及び Q_c は、それぞれ次の値を表すものとする。

$$\left. \begin{array}{l} L_c : 排出が許容される汚濁負荷量 (単位 kg/日) \\ C_c : 別表5の第3欄(1)に掲げる化学的酸素要求量 (単位 mg/L) \\ Q_c : 特定排出水の量 (単位 m³/日) \end{array} \right\}$$

(2) ア 昭和55年7月1日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされているものを含む。）

イ 水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和56年政令第327号。以下「昭和56年改正政令」という。）の施行により昭和57年7月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされているものを含む。）

ウ 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和57年政令第157号。以下「昭和57年改正政令」という。）の施行により昭和58年1月1日前に新たに指定地域内事業場となった事業場（同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされているものを含む。）

エ 水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和63年政令第252号。以下「昭和63年改正政令」という。）の施行により平成元年4月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされているものを含む。）

オ 水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令（平成2年政令第266号。以下「平成2年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場
カ 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成3年政令第240号。以下「平成3年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場

キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成9年政令第269号。以下「平成9年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場
ク 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成10年政令第173号。以下「平成10年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場

ケ 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成11年政令第412号。以下「平成11年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場
コ 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成13年政令第201号。以下「平成13年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場

サ 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第147号。以下「平成24年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場

2 法第4条の5第2項の規定に基づき、前項の総量規制基準に代えて適用する総量規制基準は、(1)に掲げる算式により算定した汚濁負荷量とし、(2)に掲げる指定地域内事業場に適用する。

$$(1) L_c = (C_{c_j} \cdot Q_{c_j} + C_{c_i} \cdot Q_{c_i} + C_{c_o} \cdot Q_{c_o}) \times 10^{-3}$$

この式において、 L_c 、 C_{c_j} 、 C_{c_i} 、 C_{c_o} 、 Q_{c_j} 、 Q_{c_i} 及び Q_{c_o} は、それぞれ次の値を表すものとする。

$$\left. \begin{array}{l} L_c : 排出が許容される汚濁負荷量 (単位 kg/日) \\ C_{c_j} : 別表5の第3欄(3)に掲げる化学的酸素要求量 (単位 mg/L) \\ C_{c_i} : 別表5の第3欄(2)に掲げる化学的酸素要求量 (単位 mg/L) \\ C_{c_o} : 別表5の第3欄(1)に掲げる化学的酸素要求量 (単位 mg/L) \\ Q_{c_j} : 平成3年7月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (単位 m³/日) \end{array} \right\}$$

ただし、(2)カに掲げる指定地域内事業場にあっては平成3年10月1日以後

(2)キに掲げる指定地域内事業場にあっては平成9年12月1日以後

(2)クに掲げる指定地域内事業場にあっては平成10年6月17日以後

(2)ケに掲げる指定地域内事業場にあっては平成12年3月1日以後

(2)コに掲げる指定地域内事業場にあっては平成13年7月1日以後

(2)サに掲げる指定地域内事業場にあっては平成24年5月25日以後

に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (単位 m³/日)

Q_{ci} : 昭和55年7月1日から平成3年6月30日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量

ただし、(2)イに掲げる指定地域内事業場にあっては昭和57年7月1日～平成3年6月30日

(2)ウに掲げる指定地域内事業場にあっては昭和58年1月1日～平成3年6月30日

(2)エに掲げる指定地域内事業場にあっては平成元年4月1日～平成3年6月30日

(2)オに掲げる指定地域内事業場にあっては平成3年4月1日～平成3年6月30日

に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (単位 m^3 /日)

なお、(2)カからサまでに掲げる指定地域内事業場に係る特定排出水の量を除く。

Q_{co} : 特定排出水の量 (Q_{cj} 及び Q_{ci} を除く。) (単位 m^3 /日)

- (2) ア 昭和55年7月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされた指定地域内事業場 (イからサまで及び前項(2)イからサまでに掲げるものを除く。)
- イ 昭和56年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、昭和57年7月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの
- ウ 昭和57年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった事業場のうち、昭和58年1月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの
- エ 昭和63年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成元年4月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの
- オ 平成2年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成3年4月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの
- カ 平成3年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成3年10月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの
- キ 平成9年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成9年12月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの
- ク 平成10年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成10年6月17日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの
- ケ 平成11年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成12年3月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの
- コ 平成13年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成13年7月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの
- サ 平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成24年5月25日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの

3 一の指定地域内事業場が二以上の業種等に属する場合における当該指定地域内事業場に係る第1項又は第2項の総量規制基準は、当該業種等ごとに第1項又は第2項に掲げる算式により算定した値を合計した汚濁負荷量とする。

<運用例> (項番号2の場合)

施設の設置等 年月日	水量の 区分	C値の 区分	規制基準の適用時期	
			H29. 9. 1	H31. 4. 1
～S55. 6. 30	Q_{co}	C_{co}	第7次	第9次
S55. 7. 1～H3. 6. 30	Q_{ci}	C_{ci}	第7次	第9次
H3. 7. 1～H29. 8. 31	Q_{cj}	C_{cj}	第7次	第9次
H29. 9. 1～			設置等	第9次

・別表5 化学的酸素要求量(COD) 第9次

項番	業種その他の区分	化学的酸素要求量(mg/L)			備考
		(1) Cc·Cco	(2) Cci	(3) Cc j	
2	畜産農業	100	70	70	
3	天然ガス鉱業	60	60	60	
4	非金属鉱業	20	20	20	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	40	40	30	
6	乳製品製造業	30	30	20	平成8年9月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量(以下「平成8年9月1日前の特定施設に係る量」という。)にあっては、第3欄(3)の値は、30とする。
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	40	40	30	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	40	40	30	
9	寒天製造業	55	55	55	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	30	30	20	
11	水産練製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	ア 日平均排水量400m ³ 以上の工場に限る。	30	30	20
		イ 日平均排水量400m ³ 未満の工場に限る。	30	30	30
12	冷凍水産物製造業	ア 日平均排水量400m ³ 以上の工場に限る。	30	30	20
		イ 日平均排水量400m ³ 未満の工場に限る。	40	30	30
13	冷凍水産食品製造業	40	40	30	
14	水産食料品製造業(8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	40	40	30	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	30	30	30	
16	野菜漬物製造業	40	40	30	
17	味噌製造業	70	70	30	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	70	70	40	
19	うまい調味料製造業	20	20	20	
20	ソース製造業	30	30	30	
21	食酢製造業	40	40	30	
22	砂糖精製業	40	40	30	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	50	50	30	
24	小麦粉製造業	30	30	30	
25	パン製造業	30	30	20	
26	生菓子製造業	40	40	30	
27	ビスケット類・干菓子製造業	40	40	30	
28	米菓製造業	40	40	40	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	40	30	
30	植物油脂製造業	40	40	30	
31	動物油脂製造業	40	40	30	
32	食用油脂加工業	40	40	30	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	50	50	40	
34	穀類でんぶん製造業	50	50	40	
35	めん類製造業	30	30	30	
37	豆腐・油揚製造業	30	30	30	
38	あん類製造業	60	60	40	
39	冷凍調理食品製造業	30	20	20	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	30	30	30	
41	清涼飲料製造業	20	20	20	
42	果実酒製造業	30	30	30	
43	ビール製造業	30	30	30	
44	清酒製造業	ア 日平均排水量400m ³ 以上の工場に限る。	30	30	30
		イ 日平均排水量400m ³ 未満の工場に限る。	40	40	30
45	蒸留酒・混成酒製造業	ア 日平均排水量400m ³ 以上の工場に限る。	30	30	20
		イ 日平均排水量400m ³ 未満の工場に限る。	40	30	20
46	インスタントコーヒー製造業	20	20	20	
47	配合飼料製造業	20	20	20	
48	単体飼料製造業	20	20	20	
49	有機質肥料製造業	30	20	20	
50	たばこ製造業	30	20	20	
51	生糸製造業(副蚕糸精錬業を含む。)	30	30	30	
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものと除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	75	75	70	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	90	90	90	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精錬漂白、シリケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	40	40	30	

59	織維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	80	80	80		
60	織維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	90	90	90		
61	織維工業で綿状織維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	ア	日平均排水量400m ³ 以上の工場に限る。	60	50	50
		イ	日平均排水量400m ³ 未満の工場に限る。	80	50	50
62	織維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	50	50	50		
63	織維工業で織維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	90	90	80		
64	織維工業で不織布製造工程に係るもの	70	70	60		
65	織維工業でフェルト製造工程に係るもの	40	40	40		
66	織維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	40	40	40		
67	織維工業で織維製衛生材料製造工程に係るもの	40	40	40		
68	織維工業(整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。)	50	30	30		
69	一般製材業又は木材チップ製造業	40	40	40		
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業	30	30	30	接着機洗浄水を循環するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、10、10、10とする。	
75	木材薬品処理業	20	20	20		
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	70	70	60		
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	60	60	60		
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	50	50	50		
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしぱミグランドパルプ製造工程又は未さらしぱミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	70	70	70		
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしぱミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしぱミグランドパルプ製造工程を含む。)又はさらしぱミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしぱミケミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの	80	80	80		
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしぱクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	60	50	40		
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしぱクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしぱクラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの	70	70	60	精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものにあっては、第3欄(1)の値は80とする。	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	60	60	50		
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	90	90	80		
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	100	100	70		
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	50	40	40		
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	30	30	20		
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	40	40	40		
89	機械すき和紙製造業	60	60	60		
90	手すき和紙製造業	90	90	80		
91	塗工紙製造業	20	20	20		
92	段ボール製造業	20	20	15		
93	重包装紙袋製造業	70	70	70		
94	セロファン製造業	25	25	15		
95	乾式法による織維板製造業	40	40	40		
96	織維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	80	80	60		
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	20	20		
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	50	50	50		
101	製版業	50	50	50		
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	30	30	30		

103	複合肥料製造業	30	30	30	
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	30	30	30	
105	ソーダ工業	20	20	20	
106	電炉工業	20	20	20	
107	無機顔料製造業	20	20	20	黄鉛製造工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	20	20	(ア) 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄(顔料を除く。)製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、40とする。 (イ) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	60	60	40	(ア) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150、150、150とする。 (イ) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。 (ウ) エピクロルヒドリン製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	50	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、180とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	30	20	20	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	40	40	40	(ア) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。 (イ) クロロブレンゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	50	50	50	(ア) 有機ゴム薬品製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、270、260、260とする。 (イ) 有機農薬原体製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	60	50	40	
115	脂肪族系中間物製造業	60	60	50	(ア) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、190とする。 (イ) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。 (ウ) エピクロルヒドリン製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。
116	メタン誘導品製造業	30	30	20	
117	発酵工業	120	110	110	
118	コールタール製品製造業	120	120	120	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	50	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、190とする。

120	プラスチック製造業	30	30	30	(7) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・ステレン共重合樹脂の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、50、50とする。 (イ) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
121	合成ゴム製造業	40	40	40	(7) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。 (イ) クロロブレンゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	50	50	50	(7) 有機ゴム薬品製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150、150、150とする。 (イ) 有機農薬原体製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	50	30	20	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	30	30	30	
125	合成繊維製造業	30	30	30	アクリル系繊維製造工程にあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ、60、40とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	40	40	30	
127	石けん・合成洗剤製造業	20	10	10	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	40	
129	塗料製造業	40	40	40	
130	印刷インキ製造業	40	40	30	
131	医薬品原薬・製剤製造業	70	70	60	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(3)の値は70とする。
132	医薬品製剤製造業	30	30	30	
133	生物学的製剤製造業	30	30	30	
134	生薬・漢方製剤製造業	20	20	20	
135	動物用医薬品製造業	60	60	50	
136	火薬類製造業	20	20	20	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
137	農薬製造業	30	30	20	
138	合成香料製造業	120	110	110	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	20	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	30	30	20	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	20	20	20	
143	写真感光材料製造業	10	10	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	40	40	40	
145	イオン交換樹脂製造業	160	160	130	
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	40	40	
147	石油精製業	20	20	20	潤滑油製造工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	30	硫酸洗浄工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、40とする。
149	コークス製造業	180	180	90	
150	石油コークス製造業	70	70	50	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	60	40	40	
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	20	20	20	
154	なめしかわ製造業	100	100	100	
155	毛皮製造業	50	50	50	
156	板ガラス製造業	10	10	10	
157	板ガラス加工業	10	10	10	
158	ガラス製加工素材製造業	10	10	10	
159	ガラス容器製造業	10	10	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	10	10	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	10	10	10	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	50	50	50	

163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	30		
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	10	10	10		
165	生コンクリート製造業	10	10	10		
166	コンクリート製品製造業	10	10	10		
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	10	10	10		
168	黒鉛電極製造業	20	20	20		
169	碎石製造業	20	20	20		
170	鉱物・土石粉碎等処理業	20	20	20		
172	うわ葉製造業	20	20	20		
173	高炉による製鉄業	10	10	10	コークス炉を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30、30とする。	
175	フェロアロイ製造業	20	20	20		
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	10	10	10		
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。)又は電気炉(単独電気炉を含む。)によるものに限る。)	20	20	20		
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	20	20	20		
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	20	20	20		
181	冷間ロール成型形鋼製造業	20	20	20		
182	鋼管製造業	20	20	20		
183	伸鉄業	10	10	10		
184	磨棒鋼製造業	10	10	10		
185	引抜钢管製造業	10	10	10		
186	伸線業	20	10	10		
187	ブリキ製造業	20	20	20		
188	亜鉛鉄板製造業	20	20	20		
189	めっき钢管製造業	20	20	20		
190	めっき鉄鋼線製造業	20	20	20		
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	10	10	10		
192	鍛鋼製造業	10	10	10		
193	鍛工品製造業	15	10	10		
194	鋳鋼製造業	10	10	10		
195	銑鉄鑄物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	10	10	10		
196	鋳鉄管製造業	10	10	10		
197	可鍛鋳鉄製造業	10	10	10		
198	鉄粉製造業	10	10	10		
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	10	10		
200	非鉄金属製造業	20	10	10		
201	電気めっき業	40	40	40		
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	20	10	10	電気めっき工程又は塗装工程にあっては、第3欄(2)及び(3)の値は、20とする。	
203	一般機械器具製造業	20	10	10	電気めっき工程又は塗装工程にあっては、第3欄(2)及び(3)の値は、20、15とする。	
204	電子回路製造業	20	20	20		
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く)、電気機械機器製造業又は情報通信機械器具製造業	15	10	10	電気めっき工程又は塗装工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、20、20とする。	
206	輸送用機械器具製造業	20	10	10	電気めっき工程又は塗装工程にあっては、第3欄(2)及び(3)の値は、20とする。	
207	精密機械器具製造業	15	10	10	電気めっき工程又は塗装工程にあっては、第3欄(2)及び(3)の値は、15とする。	
208	ガス製造工場	20	20	20		
209	下水道業	ア	活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するもの(繊維工業の排水を主として処理する公共下水道を除く。)	20	20	
		イ	高速散水ろ床法、モディファイドエアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するもの(繊維工業の排水を主として処理する公共下水道を除く。)	40	40	

		ウ	繊維工業の排水を主として処理する 公共下水道	40	40	40	
210	空瓶卸売業			30	20	20	
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。）			30	30	30	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業			50	40	30	
213	飲食店			50	40	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、30とする。
214	宿泊業			50	40	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、30とする。
215	リネンサプライ業			40	40	30	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）			40	40	30	
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）			60	60	60	
219	自動車整備業			20	20	20	
220	病院			30	30	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）			30	30	30	(ア) 第2欄により算定した処理対象人員が5,000人以下のものにあっては、第3欄(1)の値は40とする。 (イ) 第2欄により算定した処理対象人員が5,000人以下のものであって、昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は40とする。 (ウ) 平成18年2月1日以後に設置されるものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。 (エ) (ウ)のうち、建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、25、25とする。
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）			50	50	40	(ア) 昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、70とする。 (イ) 平成18年2月1日以後に設置されるものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）			40	30	20	昭和62年6月30日以前に設置されたものにあっては、第3欄(2)の値は40とする。
224	ごみ処理業			30	30	30	
225	廃油処理業			20	20	20	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）			20	20	20	
227	死亡獣畜取扱業			40	40	40	
228	と畜場			40	40	40	
229	中央卸売市場			20	20	20	
230	地方卸売市場			20	20	20	
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第1条の2各号に掲げるものをいう。）			20	20	20	
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	ア	し尿浄化槽（処理対象人員が200人以下のもの）、社員食堂のちゅう房施設等生活に伴う施設に係るもの	60	40	40	
		イ	その他	20	20	20	

(3) 窒素含有量の総量規制基準

1 法第4条の5第1項の規定による総量規制基準は、(1)に掲げる算式により算定した汚濁負荷量とし、(2)に掲げる指定地域内事業場に適用する。

$$(1) L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$$

この式において、 L_n 、 C_n 及び Q_n は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_n : 排出が許容される汚濁負荷量 (単位 kg/日))
C_n : 別表6の第3欄(1)に掲げる窒素含有量 (単位 mg/L)	
Q_n : 特定排出水の量 (単位 m ³ /日)	

(2) ア 平成14年10月1日前に設置されている指定地域内事業場 (同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされているものを含む。)

イ 平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場

2 法第4条の5第2項の規定に基づき、前項の総量規制基準に代えて適用する総量規制基準は、(1)に掲げる算式により算定した汚濁負荷量とし、(2)に掲げる指定地域内事業場に適用する。

$$(1) L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$$

この式において、 L_n 、 C_{ni} 、 C_{no} 、 Q_{ni} 及び Q_{no} は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_n : 排出が許容される汚濁負荷量 (単位 kg/日))
C_{ni} : 別表6の第3欄(2)に掲げる窒素含有量 (単位 mg/L)	
C_{no} : 別表6の第3欄(1)に掲げる窒素含有量 (単位 mg/L)	
Q_{ni} : 平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (単位 m ³ /日)	

ただし、(2)イに掲げる指定地域内事業場にあっては平成24年5月25日以後に特定施設の又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (単位 m³/日)

Q_{no} : 特定排出水の量 (Q_{ni} を除く。) (単位 m³/日)

(2) ア 平成14年10月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされた指定地域内事業場 (イ及び前項(2)イに掲げるものを除く。)

イ 平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成24年5月25日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの

3 一の指定地域内事業場が二以上の業種等に属する場合における当該指定地域内事業場に係る第1項又は第2項の総量規制基準は、当該業種等ごとに第1項又は第2項に掲げる算式により算定した値を合計した汚濁負荷量とする。

<運用例>

施設の設置等 年月日	水量の 区分	C値の 区分	規制基準の適用時期	
			H29. 9. 1	H31. 4. 1
~H14. 9. 30	Q _{no}	C _{no}	第7次	→ 第9次
H14. 10. 1 ~ H29. 8. 31			第7次	→ 第9次
H29. 9. 1 ~			設置等	● 第9次

・別表6 窒素含有量(N) 第9次

項番号	業種その他の区分	窒素含有量 (単位: mg/L)		備考
		(1) Cn·Cno	(2) Cni	
2	畜産農業	120	70	総面積が50m ² 以上の豚房施設を有するものにあっては、第3欄(1)の値は、200とする。
3	天然ガス鉱業	60	60	
4	非金属鉱業	10	10	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は 肉加工品製造業	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。 イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	35 50	25 25
6	乳製品製造業	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。 イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	20 25	15 15
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)		30	10
8	水産缶詰・瓶詰製造業		20	10
9	寒天製造業		20	10
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業		20	10
11	水産練製品製造業(前項に 掲げるものを除く。)	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。 イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	25 35	20 20
12	冷凍水産物製造業	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。 イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	45 55	10 15
13	冷凍水産食品製造業	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。 イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	45 55	30 40
14	水産食料品製造業(整理番号 8の項から前項までに掲げる ものを除き、魚介類塩干・ 塩蔵品製造業を含む。)	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。 イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	45 50	30 30
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食 料品製造業	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。 イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	20 25	10 15
16	野菜漬物製造業	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。 イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	20 25	10 10
17	味噌製造業	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。 イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	20 25	15 20
18	しょう油・食用アミノ酸製 造業	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。 イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	40 50	30 35
19	うまい調味料製造業		20	10
20	ソース製造業	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。 イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	20 25	10 15
21	食酢製造業		20	10
22	砂糖精製業	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。 イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	20 25	10 15
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業		15	10
24	小麦粉製造業		20	10
25	パン製造業	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。 イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	20 25	15 15
26	生菓子製造業	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。 イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	20 25	10 15
27	ビスケット類・干菓子製造業		15	10
28	米菓製造業	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。 イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	15 20	10 15
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)		20	10
30	植物油脂製造業	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。 イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	10 20	10 15
31	動物油脂製造業	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。 イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	20 25	10 15
32	食用油脂加工業		15	10
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業		20	10
34	穀類でんぶん製造業		20	15
35	めん類製造業	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。 イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	20 25	15 20
37	豆腐・油揚製造業		30	20
38	あん類製造業		20	15
39	冷凍調理食品製造業		25	10
40	そう(物)菜製造業のうち煮豆 の製造に係るもの	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。 イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	20 20	10 15
41	清涼飲料製造業	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。 イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	20 20	10 15
42	果実酒製造業	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。 イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	15 20	10 15

43	ビール製造業	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。 イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	20	10	
44	清酒製造業	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。 イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	15	10	
45	蒸留酒・混成酒製造業	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。 イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	20	10	
			25	15	
46	インスタントコーヒー製造業		20	10	
47	配合飼料製造業		15	10	
48	単体飼料製造業	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。 イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	20	15	
			30	20	
49	有機質肥料製造業	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。 イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	20	15	
			30	20	
50	たばこ製造業		20	10	
51	生糸製造業(副蚕糸精錬業を含む。)		20	10	
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの		20	10	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの		15	10	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精錬漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。 イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	15	10	
			20	15	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。 イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	20	15	綿織物捺染工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、50とする。
			25	15	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		20	10	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。 イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	20	10	
			20	15	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		10	10	
63	繊維工業で織維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。 イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	20	10	
			20	15	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの		20	15	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの		15	10	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。 イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	20	10	
			20	15	
67	繊維工業で織維製衛生材料製造工程に係るもの		20	10	
68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。)		20	15	
69	一般製材業又は木材チップ製造業		20	10	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業		10	10	
75	木材薬品処理業		20	10	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの		10	10	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの		10	10	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの		10	10	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしセミケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)		10	10	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。)又はさらしセミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの		10	10	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)		10	10	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの		10	10	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)		15	10	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの		10	10	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの		10	10	

86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	10	10		
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	10	10		
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	10	10		
89	機械すき和紙製造業	10	10		
90	手すき和紙製造業	10	10		
91	塗工紙製造業	10	10		
92	段ボール製造業	10	10		
93	重包装紙袋製造業	10	10		
94	セロファン製造業	20	10		
95	乾式法による繊維板製造業	20	10		
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	15	10		
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	10		
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。 イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	25 25	15 25	新聞その他の出版物を印刷するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、10とする。
101	製版業	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。 イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	20 20	15 20	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業		15	10	(ア) アンモニア製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30とする。 (イ) アンモニア誘導品製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200、200とする。 (ウ) 尿素製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、700、700とする。
103	複合肥料製造業		15	10	
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)		10	10	
105	ソーダ工業		10	10	
106	電炉工業		15	10	
107	無機顔料製造業		35	25	黄鉛顔料製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)		35	35	(ア) バナジウム化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 (イ) 酸化コバルト製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 (ウ) モリブデン化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 (エ) イットリウム酸化物製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 (オ) 酸化銀製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 (カ) 酸化ジルコニウム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 (キ) 窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。

109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、10とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	15	10	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、15とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、10とする。
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	
115	脂肪族系中間物製造業	20	15	(ア) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45、20とする。 (イ) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、300、300とする。
116	メタン誘導品製造業	15	10	
117	発酵工業	20	20	
118	コールタール製品製造業	330	170	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	20	15	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、35とする。
120	プラスチック製造業	20	15	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、35とする。
121	合成ゴム製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、20とする。
122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	(ア) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、75、35とする。 (イ) イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあっては、第3欄(2)の値は、15とする。 (ウ) メラミン製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、850、850とする。 (エ) 化学発泡剤製造工程(尿素を原料として使用するものに限る。)にあっては、第3欄の値はそれぞれ同欄の順序に従い、55、15とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	10	10	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	15	10	
125	合成繊維製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、45とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	10	10	
127	石けん・合成洗剤製造業	20	15	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	15	
129	塗料製造業	20	15	
130	印刷インキ製造業	15	10	

131	医薬品原薬・製剤製造業	20	10	医薬品原薬製造工程(窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。	
132	医薬品製剤製造業	20	10		
133	生物学的製剤製造業	10	10		
134	生薬・漢方製剤製造業	15	10		
135	動物用医薬品製造業	20	15		
136	火薬類製造業	20	15		
137	農薬製造業	20	15		
138	合成香料製造業	15	10		
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	15	10		
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	15	10		
142	ゼラチン・接着剤製造業(ア)日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。 にかわ製造業を含む。)	15	10	にかわ製造業にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、10とする。	
	イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	20	15		
143	写真感光材料製造業	15	10		
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	10	10		
145	イオン交換樹脂製造業	15	10		
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。 イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	15 20	10 10	
147	石油精製業	20	15		
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	20	10		
149	コークス製造業	500	320		
150	石油コークス製造業	20	10		
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	10		
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	10	10		
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	20	15		
154	なめしかわ製造業	20	10		
155	毛皮製造業	10	10		
156	板ガラス製造業	15	10		
157	板ガラス加工業	10	10		
158	ガラス製加工素材製造業	10	10		
159	ガラス容器製造業	10	10		
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	10	10		
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	15	10		
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	15	10		
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	20	10		
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	10	10		
165	生コンクリート製造業	10	10		
166	コンクリート製品製造業	15	10		
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	20	15		
168	黒鉛電極製造業	10	10		
169	碎石製造業	10	10		
170	鉱物・土石粉碎等処理業	20	10		
172	うわ葉製造業	15	10		
173	高炉による製鉄業	20	10	(7) 製鋼王延を行わない高炉による製鉄業にあっては、第3欄(1)の値は、10とする。 (イ) コークス製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、600、400とする。 (ウ) ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。	
175	フェロアロイ製造業	15	10		
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	10	10		
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。)又は電気炉(単独電気炉を含む。)によるものに限る。)	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。	
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。	

180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)			10	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
181	冷間ロール成型形鋼製造業			10	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
182	鋼管製造業			15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
183	伸鉄業			10	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
184	磨棒鋼製造業			10	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45、40とする。
185	引抜钢管製造業			15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
186	伸線業			20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
187	ブリキ製造業			10	10	
188	亜鉛鉄板製造業			10	10	
189	めっき钢管製造業			20	15	
190	めっき鉄鋼線製造業			15	10	
191	表面処理鋼材製造業(187の項から前項までに掲げるものを除く。)			10	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
192	鍛鋼製造業			10	10	
193	鍛工品製造業			15	10	
194	鑄鋼製造業			20	15	
195	銑鉄鋸物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)			15	10	
196	鑄鉄管製造業			10	10	
197	可鍛鋳鉄製造業			10	10	
198	鉄粉製造業			10	10	
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)			20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
200	非鉄金属製造業			15	10	
201	電気めっき業	ア	日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	20	15	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
		イ	日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	40	25	
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	ア	日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	20	10	(ア) 溶融めっき工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45、35とする。 (イ) アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
		イ	日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	40	25	
203	一般機械器具製造業	ア	日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、20とする。
		イ	日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	35	15	
204	電子回路製造業			15	10	

205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	ア	日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	15	10	(7) 民家用電気機械器具製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄(1)の値は、30とする。(イ) 半導体素子製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、15とする。
		イ	日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	30	10	
206	輸送用機械器具製造業	ア	日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	15	10	自動車・同付属品製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。
		イ	日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	30	15	
207	精密機械器具製造業			15	10	時計・同部分品製造工程(時計側を除く。)にあっては、第3欄(1)の値は、30とする。
208	ガス製造工場	ア	日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	10	10	
		イ	日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	15	10	
209	下水道業	ア	日平均排水量 30,000m ³ 以上のものに限る。	20	15	(7) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、10とする。(イ) 高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。
		イ	日平均排水量 30,000m ³ 未満のものに限る。	25	20	
210	空瓶卸売業			20	10	
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。)			25	15	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業			25	10	
213	飲食店			25	10	
214	宿泊業			25	15	
215	リネンサプライ業			20	15	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)			20	15	
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)			20	15	
219	自動車整備業			25	20	
220	病院			25	20	
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)			40	30	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、10とする。
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)			40	30	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、10とする。
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものに除く。)			40	30	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、15とする。
224	ごみ処理業			25	20	

225	廃油処理業		20	15	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	ア 日平均排水量 400m ³ 以上のものに限る。	40	30	
		イ 日平均排水量 400m ³ 未満のものに限る。	45	35	
227	死亡獣畜取扱業		25	20	
228	と畜場	ア 日平均排水量 400m ³ 以上のものに限る。	25	15	
		イ 日平均排水量 400m ³ 未満のものに限る。	30	20	
229	中央卸売市場		20	15	
230	地方卸売市場		25	15	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府・通商産業省令第2号) 第1条の2各号に掲げるものをいう。)		25	15	
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	ア し尿浄化槽(処理対象人員が200人以下のもの)、社員食堂のちゅう房施設等生活に伴う施設に係るもの	40	30	
		イ その他	20	15	

(4) りん含有量の総量規制基準

1 法第4条の5第1項の規定による総量規制基準は、(1)に掲げる算式により算定した汚濁負荷量とし、(2)に掲げる指定地域内事業場に適用する。

$$(1) L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$$

この式において、 L_p 、 C_p 及び Q_p は、それぞれ次の値を表すものとする。

$$\left. \begin{array}{l} L_p : \text{排出が許容される汚濁負荷量 (単位 kg/日)} \\ C_p : \text{別表7の第3欄(1)に掲げるりん含有量 (単位 mg/L)} \\ Q_p : \text{特定排出水の量 (単位 m}^3/\text{日)} \end{array} \right\}$$

(2) ア 平成14年10月1日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされているものを含む。）

イ 平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場

2 法第4条の5第2項の規定に基づき、前項の総量規制基準に代えて適用する総量規制基準は、(1)に掲げる算式により算定した汚濁負荷量とし、(2)に掲げる指定地域内事業場に適用する。

$$(1) L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$$

この式において、 L_p 、 C_{pi} 、 C_{po} 、 Q_{pi} 及び Q_{po} は、それぞれ次の値を表すものとする。

$$\left. \begin{array}{l} L_p : \text{排出が許容される汚濁負荷量 (単位 kg/日)} \\ C_{pi} : \text{別表7の第3欄(2)に掲げるりん含有量 (単位 mg/L)} \\ C_{po} : \text{別表7の第3欄(1)に掲げるりん含有量 (単位 mg/L)} \\ Q_{pi} : \text{平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (単位 m}^3/\text{日)} \\ \text{ただし、(2)イに掲げる指定地域内事業場にあっては平成24年5月25日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (単位 m}^3/\text{日)} \\ Q_{po} : \text{特定排出水の量 (Q}_{pi}\text{を除く。) (単位 m}^3/\text{日)} \end{array} \right\}$$

(2) ア 平成14年10月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされた指定地域内事業場（イ及び前項(2)イに掲げるものを除く。）

イ 平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成24年5月25日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの

3 一の指定地域内事業場が二以上の業種等に属する場合における当該指定地域内事業場に係る第1項又は第2項の総量規制基準は、当該業種等ごとに第1項又は第2項に掲げる算式により算定した値を合計した汚濁負荷量とする。

<運用例>

施設の設置等 年月日	水量の 区分	C値の 区分	規制基準の適用時期	
			H29. 9. 1	H31. 4. 1
～H14. 9. 30	Qpo	Cpo	第7次	第9次
H14. 10. 1～ H29. 8. 31	Qpi	Cpi	第7次	第9次
H29. 9. 1～			設置等	第9次

・別表7 りん含有量(P) 第9次

整理番号	業種その他の区分	りん含有量 (単位: mg/L)		備考
		(1) Cp·Cpo	(2) Cpi	
2	畜産農業	36	9	総面積が50m ² 以上の豚房施設を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、36、9とする。
3	天然ガス鉱業	1	1	
4	非金属鉱業	1	1	
5	部分肉・冷凍肉製造業 又は肉加工品製造業	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	4	3
		イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	8	4
6	乳製品製造業	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	5	3.5
		イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	6	3.5
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)		8	4
8	水産缶詰・瓶詰製造業		3	1
9	寒天製造業		3	1.5
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業		3	1.5
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	4	3
		イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	4	3.5
12	冷凍水産物製造業	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	6	4.5
		イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	8	5.5
13	冷凍水産食品製造業	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	6	4.5
		イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	8	6
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	6	4
		イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	8	4
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	4.5	3
		イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	6	3
16	野菜漬物製造業	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	2.5	2
		イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	6	3
17	味噌製造業	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	4	3
		イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	7.5	4.5
18	しょう油・食用アミノ酸製造業		6	3
19	うま味調味料製造業		1.5	1
20	ソース製造業	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	4	2.5
		イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	6	2.5
21	食酢製造業		3	1.5
22	砂糖精製業		3.5	2
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業		4	3
24	小麦粉製造業		3	1.5
25	パン製造業	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	3	1.5
		イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	4.5	2.5
26	生菓子製造業		6	4
27	ビスケット類・干菓子製造業		3	1
28	米菓製造業	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	3	2
		イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	4	2.5
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	4	2
		イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	5	2.5
30	植物油脂製造業	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	4	1.5
		イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	5	2
31	動物油脂製造業	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	2	2
		イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	6	4.5
32	食用油脂加工業		2.5	1
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業		2	1
34	穀類でんぷん製造業		4	3
35	めん類製造業	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	4	2
		イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	6	2.5
37	豆腐・油揚製造業	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	4	4
		イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	6	4.5
38	あん類製造業		5	4
39	冷凍調理食品製造業		6	4

40	そう(惣)菜製造業 のうち煮豆の製造 に係るもの	ア	日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	4	3	
		イ	日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	7	4.5	
41	清涼飲料製造業	ア	日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	4	1.5	
		イ	日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	4	2	
42	果実酒製造業			1.5	1.5	
43	ビール製造業			4	2.5	
44	清酒製造業			4	1.5	
45	蒸留酒・混成酒製造業			4	1.5	
46	インスタントコーヒー製造業			2.5	1	
47	配合飼料製造業			2	1	
48	単体飼料製造業	ア	日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	3.5	1.5	
		イ	日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	3.5	2	
49	有機質肥料製造業	ア	日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	2	1	
		イ	日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	2.5	1.5	
50	たばこ製造業			2	1	
51	生糸製造業(副蚕糸精錬業を含む。)			2	1	
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものと除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの			2	1	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの			2	1	
58	繊維工業で毛織物機械 染色整理工程(のり抜き、精錬漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	ア	日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	1	1	
		イ	日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	2	1	
59	繊維工業で織物機械 染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	ア	日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	5	2	
		イ	日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	5.5	2	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの			2	1	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	ア	日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	4	1.5	
		イ	日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	5	2	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの			1.5	1	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの			2	2	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの			1.5	1.5	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの			1	1	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの			1	1	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの			2	1	
68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。)			3.5	1.5	
69	一般製材業又は木材チップ製造業			2	1	
71	合板製造業(集成材 製造業を含む。)又 はパーティクルボ ード製造業	ア	日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	1	1	
		イ	日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	1.5	1	
75	木材薬品処理業			2	1	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの			1	1	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの			1	1	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモカーニカルパルプ製造工程に係るもの			1	1	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)			1	1	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。)又はさらしセミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの			2	1	

81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフト パルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	1	1		
82	パレブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工 程(前工程の未さらしクラフトパレブ製造工程を含む。)に係るもの	1	1		
83	パレブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ 製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	1.5	1		
84	パレブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は 漂白を行うパレブ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	1.5	1		
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外 のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	1	1		
86	パレブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパレブ、リファイナ ーグランドパレブ又はサーモメカニカルパレブを主原料とする洋紙製造工 程(前工程のグランドパレブ、リファイナーグランドパレブ又はサーモメカ ニカルパレブ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	1	1		
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係 るもの(前項に掲げるものを除く。)	1.5	1		
88	パレブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	1.5	1		
89	機械すき和紙製造業	1	1		
90	手すき和紙製造業	1	1		
91	塗工紙製造業	1	1		
92	段ボール製造業	1	1		
93	重包装紙袋製造業	1	1		
94	セロファン製造業	1	1		
95	乾式法による纖維板製造業	1	1		
96	纖維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	1.5	1		
97	パルプ製造業、紙製 造業又は紙加工品 製造業(整理番号76 の項から前項まで に掲げるものを除 く。)	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。 イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	1 1.5	1 1	
100	印刷業(新聞その他 の出版物を印刷す るものを含む。)	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。 イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	2 2	1 2	
101	製版業	ア 日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。 イ 日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	2 2	1.5 2	新聞その他の出版物を印刷するも のにあっては、第3欄(2)の値は、1 とする。
102	窒素質・りん酸質肥料製造業		2	1.5	
103	複合肥料製造業		2	1.5	
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)		1	1	
105	ソーダ工業		1.5	1	
106	電炉工業		2	1	
107	無機顔料製造業		1.5	1.5	
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げ るものを除く。)		2	1.5	りん及びりん化合物製造工程にあ っては、第3欄の値は、それぞれ同 欄の順序に従い、8、6とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るも の		1.5	1	りん又はその化合物を原料、触媒又 は中和剤として使用するものにあつ ては、第3欄の値は、それぞれ同欄の 順序に従い、6.5、4とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料 製造工程に係るもの		1	1	りん又はその化合物を原料、触媒又 は中和剤として使用するものにあつ ては、第3欄(1)の値は、2.5とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの		1.5	1	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの		1	1	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪 族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工 程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係 るもの		1	1	りん又はその化合物を原料、触媒又 は中和剤として使用するものにあつ ては、第3欄(1)の値は、2.5とする。
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲 げるものに除く。)		1	1	
115	脂肪族系中間物製造業		1.5	1	りん又はその化合物を原料、触媒又 は中和剤として使用するものにあつ ては、第3欄の値は、それぞれ同欄の 順序に従い、8.4とする。
116	メタン誘導品製造業		2	1	
117	発酵工業		2	1.5	
118	コールタール製品製造業		2	1	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業		2	1.5	りん又はその化合物を原料、触媒又 は中和剤として使用するものにあつ ては、第3欄の値は、それぞれ同欄の 順序に従い、6.5、5とする。

120	プラスチック製造		2	1.5	
121	合成ゴム製造業	ア	日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	1.5	1
		イ	日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	2	1.5
122	有機化学工業製品 製造業(整理番号10 9の項から前項まで に掲げるものを除 く。)	ア	日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	2	1.5
		イ	日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	2	2
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの		2	1	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの		2	1	
125	合成繊維製造業		2	1.5	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業		2	1	
127	石けん・合成洗剤製 造業	ア	日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	2	1
		イ	日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	2	1.5
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるもの を除く。)	ア	日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	1.5	1
		イ	日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	2	1.5
129	塗料製造業	ア	日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	1.5	1
		イ	日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	2	1.5
130	印刷インキ製造業		2	1	
131	医薬品原薬・製剤製造業		2	1	医薬品原薬製造工程(りん又はその 化合物を原料として使用するもの に限る。)にあっては、第3欄の値は 、それぞれ同欄の順序に従い、4、2 .5とする。
132	医薬品製剤製造業		2	1	
133	生物学的製剤製造業		1	1	
134	生薬・漢方製造業		2	1	
135	動物用医薬品製造業		2	1.5	
136	火薬類製造業		1.5	1	
137	農薬製造業		2	1.5	
138	合成香料製造業		2	1	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)		2	1	
140	化粧品・歯磨 其他の化粧用調整品製造業		2	1	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)		2	1	
143	写真感光材料製造業		2	1.5	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業		1.5	1	
145	イオン交換樹脂製造業		1	1	
146	化学工業(整理番号 102の項から前項ま でに掲げるものを 除く。)	ア	日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	1.5	1
		イ	日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	2	1
147	石油精製業		1.5	1	
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)		1.5	1	
149	コークス製造業		1	1	
150	石油コークス製造業		2	1	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業		1.5	1	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの		1	1	
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)		2	1.5	
154	なめしかわ製造業		2	1	
155	毛皮製造業		2	1	
156	板ガラス製造業		2	1.5	
157	板ガラス加工業	ア	日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	1	1
		イ	日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	1.5	1
158	ガラス製加工素材製造業		2	1	
159	ガラス容器製造業		1	1	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業		1	1	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業		1	1	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業		1	1	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)		1	1	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを 除く。)		1	1	
165	生コンクリート製造業		1	1	
166	コンクリート製品 製造業	ア	日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	1.5	1
		イ	日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	2	1.5
167	セメント製品製造 業(前2項に掲げる ものを除く。)	ア	日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	1.5	1
		イ	日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	2	1.5
168	黒鉛電極製造業		1	1	
169	砕石製造業		1	1	

170	鉱物・土石粉碎等処理業			2	1.5	
172	うわ葉製造業	ア	日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	1	1	
		イ	日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	2	1	
173	高炉による製鉄業			1.5	1	
175	フェロアロイ製造業			1	1	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)			1	1	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。)又は電気炉(単独電気炉を含む。)によるものに限る。)			1	1	
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)			1	1	
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)			1	1	
181	冷間ロール成型形鋼製造業			1	1	
182	钢管製造業			1.5	1	
183	伸鉄業			1	1	
184	磨棒鋼製造業			1	1	
185	引抜钢管製造業			1.5	1	
186	伸線業			1	1	
187	ブリキ製造業			2	1	
188	亜鉛鉄板製造業			1	1	
189	めっき钢管製造業			1	1	
190	めっき鉄鋼線製造業			1	1	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)			1	1	
192	鍛鋼製造業			1	1	
193	鍛工品製造業			2	1	
194	鋳鋼製造業			1.5	1	
195	銑鉄鋳物製造業(整理番号197の項に掲げるものを除く。)			1	1	
196	鋳鉄管製造業			1	1	
197	可鍛鋳鉄製造業			1.5	1	
198	鉄粉製造業			1	1	
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)			1	1	
200	非鉄金属製造業			1.5	1	表面処理工程(りん又はその化合物によるものに限る。)にあっては、第3欄の値は、1とする。
201	電気めっき業	ア	日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	2	1.5	りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、5.5、3.5とする。
		イ	日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	5	3	
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	ア	日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	2	1.5	(7) 溶融めっき工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、5.5、3とする。 (1) アルマイト加工工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、2.5とする。
		イ	日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	5.5	2.5	
203	一般機械器具製造業	ア	日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	1.5	1	
		イ	日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	3	2	
204	電子回路製造業			2	1	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業			2	1	民生用電気機械器具製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄(1)の値は、3とする。
206	輸送用機械器具製造業	ア	日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	2	1	自動車・同付属品製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3.5、2とする。
		イ	日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	3	1	
207	精密機械器具製造業	ア	日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	1.5	1	
		イ	日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	2.5	1.5	
208	ガス製造工場	ア	日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限る。	2	1.5	
		イ	日平均排水量 400m ³ 未満の工場に限る。	3	3	

209	下水道業	ア	日平均排水量 30,000m ³ 以上のものに限る。	1.5	1.5	(7) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1、1とする。 (1) 高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの(標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。)にあっては、第3欄(1)の値は、2とする。
		イ	日平均排水量 30,000m ³ 未満のものに限る。	2	1.5	
210	空瓶卸売業			4	2	
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。)	ア	日平均排水量 400m ³ 以上のものに限る。	4	2	
		イ	日平均排水量 400m ³ 未満のものに限る。	5	2.5	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	ア	日平均排水量 400m ³ 以上のものに限る。	5	4	
		イ	日平均排水量 400m ³ 未満のものに限る。	6.5	4.5	
213	飲食店	ア	日平均排水量 400m ³ 以上のものに限る。	5	3.5	
		イ	日平均排水量 400m ³ 未満のものに限る。	5.5	4	
214	宿泊業	ア	日平均排水量 400m ³ 以上のものに限る。	4	3	
		イ	日平均排水量 400m ³ 未満のものに限る。	5	4	
215	リネンサプライ業	ア	日平均排水量 400m ³ 以上のものに限る。	3.5	3.5	
		イ	日平均排水量 400m ³ 未満のものに限る。	6	4.5	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	ア	日平均排水量 400m ³ 以上のものに限る。	3	2.5	
		イ	日平均排水量 400m ³ 未満のものに限る。	5	3	
218	写真業(写真現像・焼作業を含む。)			4	2	
219	自動車整備業	ア	日平均排水量 400m ³ 以上のものに限る。	4	2	
		イ	日平均排水量 400m ³ 未満のものに限る。	4	3	
220	病院	ア	日平均排水量 400m ³ 以上のものに限る。	4	3	
		イ	日平均排水量 400m ³ 未満のものに限る。	5	4	
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)			4	3	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1、1とする。
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)			4	3	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1、1とする。
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るもの除く。)	ア	日平均排水量 400m ³ 以上のものに限る。	2	1.5	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、2、1とする。
		イ	日平均排水量 400m ³ 未満のものに限る。	3	1.5	
224	ごみ処理業	ア	日平均排水量 400m ³ 以上のものに限る。	1	1	
		イ	日平均排水量 400m ³ 未満のものに限る。	2.5	1.5	
225	廃油処理業			1.5	1	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	ア	日平均排水量 400m ³ 以上のものに限る。	2	1	
		イ	日平均排水量 400m ³ 未満のものに限る。	2.5	1.5	
227	死亡獣畜取扱業			4	3	
228	ヒ畜場	ア	日平均排水量 400m ³ 以上のものに限る。	4	2	
		イ	日平均排水量 400m ³ 未満のものに限る。	8	2	

229	中央卸売市場		4	2	
230	地方卸売市場	ア 日平均排水量 400m ³ 以上のものに限る。	4	1.5	
		イ 日平均排水量 400m ³ 未満のものに限る。	5	1.5	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府・通商産業省令第2号)第1条の2各号に掲げるものをいう。)	ア 日平均排水量 400m ³ 以上のものに限る。	3.5	3	
		イ 日平均排水量 400m ³ 未満のものに限る。	4.5	3	
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	ア し尿浄化槽(処理対象人員が200人以下のもの)、社員食堂のちゅう房施設等生活に伴う施設に係るもの	4	3	
		イ その他	3	2	

(2) 汚濁負荷量の測定及び記録

総量規制基準が適用されている指定地域内事業場においては、排出水の1日当たりの汚濁負荷量を測定し、その結果を記録し、保存しておかなければなりません。

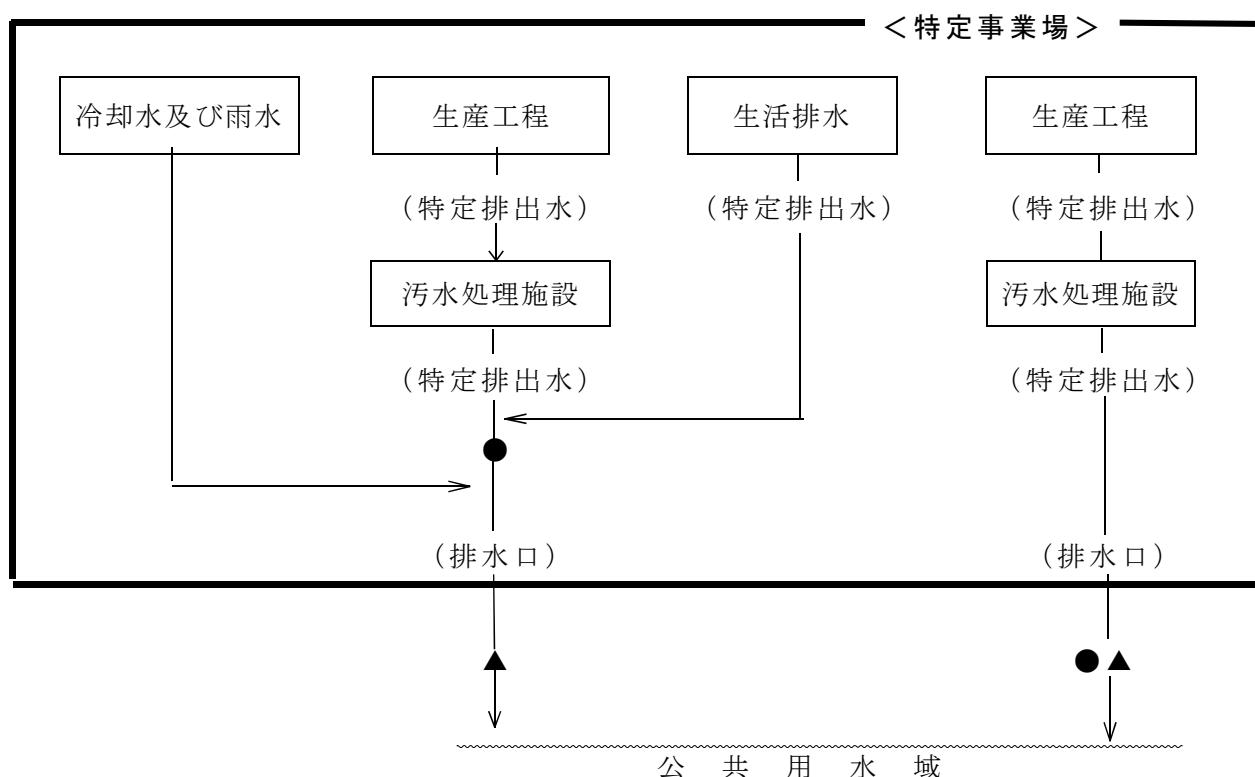
(法第14条第2項)

①測定場所

総量規制の対象となるのは特定排出水の汚濁負荷量です。したがって、総量規制の対象から除外されている間接冷却水等が混入しない場所で試料を採水し、排出水の量及び水質を計測することが原則とされています。

なお、濃度規制では、公共用水域へ排出される末端の排水口が測定場所となっています。

図 特定排出水の測定場所（例）



- ：特定排出水の量及びCOD、N、Pの濃度の測定場所
(生産工程に係る各排水口（一過性の間接冷却水が混入する前の地点）で汚濁負荷量の合計)
- ▲：濃度規制が適用される特定事業場の各最終排出口（冷却水等が混入した後の地点）

② 汚濁負荷量の測定回数

指定地域内事業場の日平均排水量	測定頻度
400m ³ 以上	排水の期間中、毎日
200m ³ 以上 400m ³ 未満	7日を超えない排水の期間ごとに1日以上
100m ³ 以上 200m ³ 未満	14日を超えない排水の期間ごとに1日以上
50m ³ 以上 100m ³ 未満	30日を超えない排水の期間ごとに1日以上

〈注〉ただし、事業場の規模等の事情でこれらの測定回数が困難であると認められる場合で、都道府県知事が別に期間を定めているときは、その期間ごとに行う。

(3) 特定排出水のCOD、窒素及びりんに関する汚染状態の計測方法

指定地域内事業場	計測方法	備考
日平均排水量が 400m ³ 以上	<p>① 自動的にCOD、窒素及びりんの汚染状態を計測することができる機器であって、自動的に計測結果を記録する機能を有するもの、又はその機能を有する機器と接続されているものにより試料(自動的に採取されたものに限る)の汚染状態を計測する方法。ただしCODについては、あらかじめ当該機器による計測値と指定測定法による計測値との関係から求めた換算式を用いてCODを計算することにより、CODに関する汚染状態を計測する方法でもよい。</p>	必要に応じ換算式の検証を行うこと。
	<p>①によることが技術的に適当でない場合その他①によりがたいと認められる場合は②の計測法によることができる。</p>	<p>② 指定計測法により試料(自動的に流量に比例して採取され保存されたものに限る)の汚染状態を計測する方法</p>
	<p>指定地域内事業場の規模、排水系統の状況、特定排出水の汚染状態及び量、その他の事情により①②の計測法によることが困難と認められる場合は都道府県知事の定めるところにより③又は④の計測法によることができる。</p>	<p>③ 指定計測法により試料の汚染状態を計測する方法(②の方法を除く)</p> <p>④ 簡易な水質測定器により試料の汚染状態を計測する方法</p>
日平均排水量が 400m ³ 未満	①～④のいずれかの計測法による。	①③④と同じ。

指定計測法

COD	窒素含有量 (N)	りん含有量 (P)
・酸性過マンガン酸カリウムによる酸素消費量 (JIS K0102-1. 17. 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・総和法 (JIS K0102-2. 17. 2) ・紫外線吸光光度分析法 (JIS K0102-2. 17. 3) ・流れ分析法 (JIS K0102-2. 17. 5 ※17. 5. 3. 2を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ペルオキソ二硫酸カリウム分解法 ・硝酸一過塩素酸分解法 ・硝酸一硫酸分解法 ・モリブデン青吸光光度分析法 ・溶媒抽出法 (JIS K0102-2. 18. 4. 1～5 ※18. 4. 1. 4(b)を除く)

(4) 特定排出水の量の計測方法

指定地域内事業場	計測方法	備考
日平均排水量が 400m ³ 以上	<p>① 流量計又は流速計であって、自動的に水量を積算して計測結果を記録することができる機能を有するもの、又はその機能を有する機器と接続されているものにより水量を計測する方法 又は、</p> <p>② 積算体積計であって自動的に計測結果を記録することができる機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより水量を計測する方法</p>	
	<p>指定地域内事業場の規模、排水系統の状況、特定排出水の汚染状態及び量、その他の事情により①又は②の計測法によることが困難と認められる場合は、都道府県知事の定めるところにより③の計測法によることができる。</p>	<p>③ 日本工業規格K0094の8に定める方法（流速計による測定方法を除く）を用いて水量を計測する方法その他これと同程度の計測結果の得られる方法により量を計測する方法(①及び②の方法を除く)</p>
	用水の量と特定排出水の量との関係が明らかであると認められる場合は、都道府県知事の定めるところにより、①又は②の計測法により、用水の量を計測し、あらかじめ用水の量と特定排出水の量との関係から求めた換算式を用いて、特定排出水の量を計算することにより、特定排出水の量を計測することができる。	
日平均排水量が 400m ³ 未満	<p>①②③のいずれかの計測量による。</p> <p>用水の量と特定排出水の量との関係が明らかであると認められる場合は、都道府県知事の定めるところにより、①②③のいずれかの計測法により、用水の量を計測し、あらかじめ用水の量と特定排出水の量との関係から求めた換算式を用いて、特定排出水の量を計算することにより、特定排出水の量を計測することができる。</p>	

(5) 全窒素・全りん自動測定器の性能基準及び管理基準

① 全窒素・全りん自動測定器の性能基準

計測対象	計測回数	繰返し計測における許容差
ゼロ校正液	3回以上	自動計測器による各計測値とその平均値との差が最大目盛値の±5%以内であること。
標準試料溶液	3回以上	自動計測器による計測値の平均値と、標準試料溶液濃度との差が標準試料溶液濃度の±10%以内または±0.10mgN/L以内、±0.03mgP/L以内であること。
実試料	3回以上	指定計測法による測定値（3回以上）の平均値と自動計測器による計測値の平均値との誤差率が±10%以内、またはその差が、±0.10mgN/L以内、±0.03mgP/L以内であること。

注 誤差率は、次式により求める。

$$\text{誤差率} (\%) = \frac{[\text{自動計測器の計測値}] - [\text{指定計測法の測定値}]}{[\text{指定計測法の測定値}]} \times 100$$

(備考) 実試料試験は、最大目盛値の50%以上の濃度で行うべきであるが、極めて困難な場合は、最大目盛値の50%に満たない濃度の実試料で試験を行い、許容差の判定は、誤差率の代わりに誤差(%FS、FS=最大目盛値)により行う。誤差が、±5%FS以内又は±0.10mgN/L以内、±0.03mgP/L以内であること。

$$\text{誤差} (\%) = \frac{[\text{自動計測器の計測値}] - [\text{指定計測法の測定値}]}{[\text{自動計測器の最大目盛値}]} \times 100$$

最大目盛値の50%以上で行うことが極めて困難な場合の例

- ア 機器の最小レンジを使用しても、最大目盛値の50%以上にならない場合
(濃度が低い場合)
- イ 濃度変動が大きく、最大濃度にあわせて測定レンジを設定すると、通常の濃度が最大目盛値の50%以上にならない場合
- ウ その他、困難な事情がある場合

② 全窒素・全りん自動測定器の管理基準

計測対象	計測回数	繰返し計測における許容差
ゼロ校正液	3回以上	自動計測器による各計測値とその平均値との差が最大目盛値の±5%以内であること。
標準試料溶液	3回以上	自動計測器による計測値の平均値と、標準試料溶液濃度との差が標準試料溶液濃度の±15%以内または±0.15mgN/L以内、±0.05mgP/L以内であること。
実試料	3回以上	指定計測法による測定値（3回以上）の平均値と自動計測器による計測値の平均値との誤差率が±15%以内、またはその差が、±0.15mgN/L以内、±0.05mgP/L以内であること。

注 誤差率は、次式により求める。

$$\text{誤差率} (\%) = \frac{[\text{自動計測器の計測値}] - [\text{指定計測法の測定値}]}{[\text{指定計測法の測定値}]} \times 100$$

(備考) 実試料試験は、最大目盛値の50%以上の濃度で行うべきであるが、極めて困難な場合は、最大目盛値の50%に満たない濃度の実試料で試験を行い、許容差の判定は、誤差率の代わりに誤差(%FS、FS=最大目盛値)により行う。誤差が、±7.5%FS以内又は±0.15mgN/L以内、±0.05mgP/L以内であること。

$$\text{誤差} (\%) = \frac{[\text{自動計測器の計測値}] - [\text{指定計測法の測定値}]}{[\text{自動計測器の最大目盛値}]} \times 100$$

最大目盛値の50%以上で行うことが極めて困難な場合の例

- ア 機器の最小レンジを使用しても、最大目盛値の50%以上にならない場合
(濃度が低い場合)
- イ 濃度変動が大きく、最大濃度にあわせて測定レンジを設定すると、通常の濃度が最大目盛値の50%以上にならない場合
- ウ その他、困難な事情がある場合

11 事業者の責務

事業活動に伴う汚水又は廃液を公共用水域へ排出又は地下へ浸透させるすべての事業者は、その状況を把握するとともに、水質汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようしなければなりません。（法第 14 条の 4）

12 その他

(1) 報告徴収及び立ち入り検査

都道府県知事（名古屋市にあっては市長）は、排出水を排出する者に対し、特定施設の状況や汚水等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、特定事業場の立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができるとされています。
(法第 22 条)

(2) 水質汚濁状況の監視

都道府県知事（名古屋市にあっては市長）は、公共用水域及び地下水の水質汚濁の状況の監視を常時行うことを義務付けられています。（法第 15 条）

また、公共用水域及び地下水の水質測定が統一的・総合的に行われるよう、毎年測定項目・測定地点・測定方法等について測定計画を作成し、その計画による測定結果を公表することとされています。（法第 16 条及び第 17 条）

(3) 生活排水対策の推進

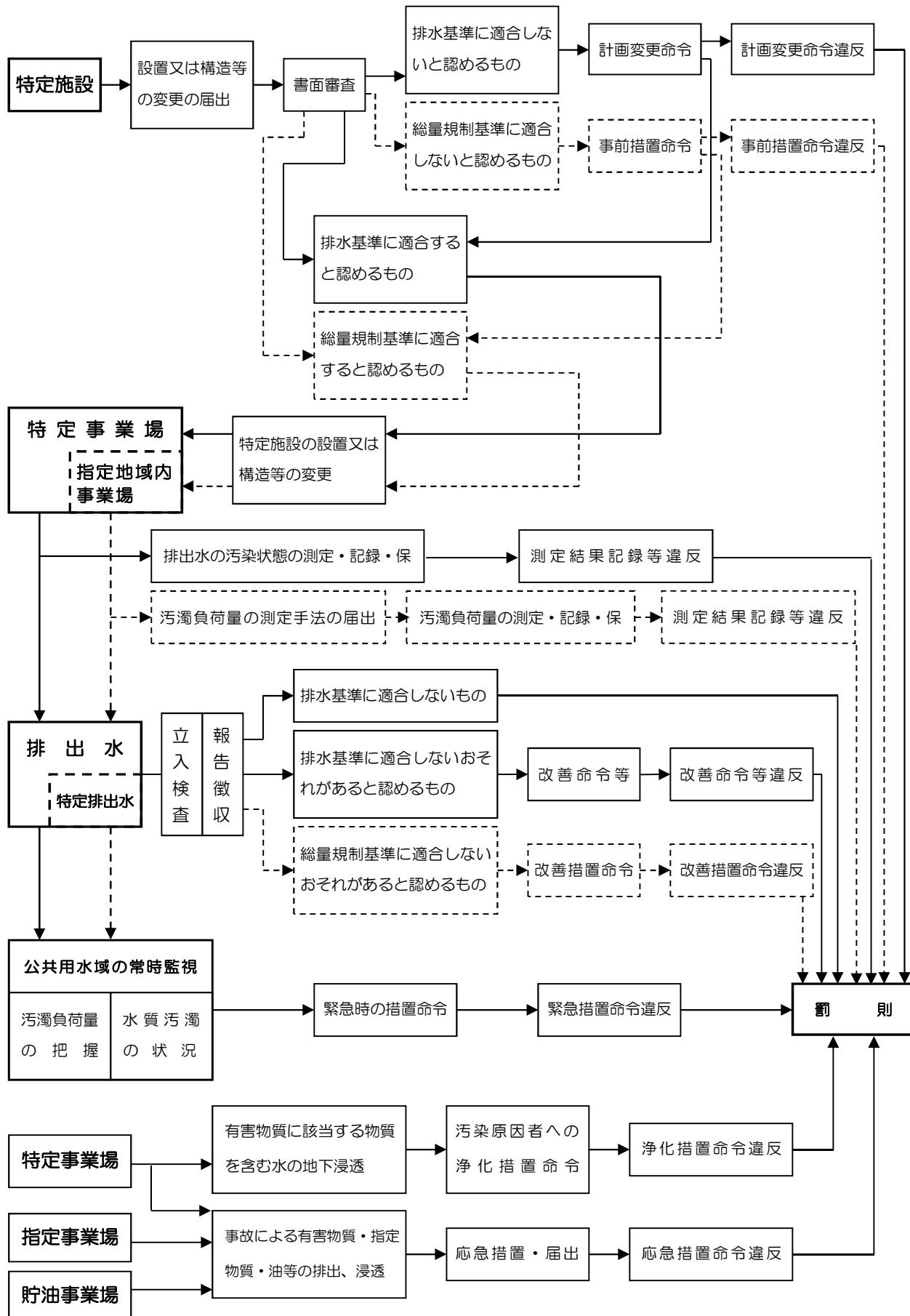
生活排水による公共用水域の汚濁の防止を図るための国および地方公共団体の責務、国民の責務を明らかにし、重点地域の指定、推進計画の推進などについて定めています。

（法第 14 条の 5～第 14 条の 11）

(4) 事務の委任

都道府県知事の権限に属する事務のうち、届出の受理、計画変更命令等に関する事務は、政令市（愛知県にあっては名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市）の長に委任されています。（法第 28 条）

13 水質汚濁防止法による規制・指導の体系



注) --- は、総量規制関係

14 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の概要

平成15年10月に「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」が施行されました。

(1) 小規模工場等の設置者の責務

下記のような工場等を対象とし、排出水について責務規定があります。

小規模工場等

- ① 水質汚濁防止法の特定事業場以外の工場等
- ② 平均的な排水量が50m³/日未満の工場等（C O D、窒素及びりんについて、県条例の上乗せの排出基準が適用されるものを除く。）

排出水に対する責務規定

項目	許容限度 (排出水 1Lあたり)
化学的酸素要求量	160mg
窒素含有量	120mg
りん含有量	16mg



(2) 建設工事における排水対策

建設工事に伴い、公共用水域に汚水又は廃液を排出しようとする者は、公共用水域の水質の汚濁の防止を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければいけません。

事業者の皆様には、次のことに留意され、汚水等を河川や海などに排出しないようにお願いします。

[下水道処理区域外の場合]

沈殿槽等の処理施設を設置し、下記表の値を目安に処理して排水してください。

項目	目安
外観	異常な着色又は発泡がみとめられないこと
水素イオン濃度	5.8～8.6
浮遊物質量	200mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L

*この値は目安であり、排水量が多く河川等に与える影響が大きい場合は、この限りではありません。

河川・水路等に接続するには、手続きが必要となりますので詳しくは緑政土木局河川管理課（☎972-2882）へご相談下さい。

[下水道処理区域内の場合]

下水道に接続してください。

下水道に接続するには、手続きが必要となりますので所管の上下水道局各管センターにご相談下さい。

管路事務所	電話	担当区
東部管路センター	☎721-2275	千種、東、中、守山、名東
北部管路センター（稻西出張所）	☎412-1291	北、西、中村
西部管路センター	☎652-2360	熱田、中川、港、南
南部管路センター	☎629-5961	緑、天白、昭和、瑞穂

届出・ご相談・お問い合わせ先

○西区公害対策課 (担当区：東・北・西・中村・中)	西区花の木二丁目 18-1 (西区役所 5 階)	☎ 523-4613
○港区公害対策課 (担当区：熱田・中川・港)	港区港栄二丁目 2-1 (港保健センター 3 階)	☎ 651-6493
○南区公害対策課 (担当区：瑞穂・南・緑・天白)	南区前浜通 3-10 (南区役所 2 階)	☎ 823-9422
○名東区公害対策課 (担当区：千種・昭和・守山・名東)	名東区上社 2 丁目 50 (名東区役所 1 階)	☎ 778-3108



届出書等はホームページから
ダウンロードできます。

名古屋市公式ウェブサイト
(www.city.nagoya.jp/)
↓
電子申請等
「申請書等ダウンロード」
↓
環境保全・廃棄物
「事業者向けの環境保全・廃棄物に
関する申請書・届出書ダウンロード」
↓
環境保全に関する法律・条例等
の届出書・申請書(総目次)
↓
「水質関係」

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

T E L 052-972-2675 (直通)

F A X 052-972-4155

(令和 7 年 4 月)